

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和2年2月28日(金)

午前10時05分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(14名)

議長	小 坏 孝 君	副議長	阿久津 則 男 君
	桜 井 和 子 君		加藤木 直 君
	猿 田 正 純 君		藤 咲 芙 美 子 君
	片 岡 藏 之 君		菌 部 一 君
	三 村 孝 信 君		河原井 大 介 君
	関 誠一郎 君		小 林 祥 宏 君
	杉 山 清 君		鯉 淵 秀 雄 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修	
副	町	長	仲 田 不 二 雄	
まちづくり	戦略課	長	大曾根 直 美	
総	務	課	長	鯉 淵 和 己
町	民	課	長	雨 宮 忠 芳
財	務	課	長	山 崎 秀 樹
税	務	課	長	鈴 木 貴 司
健	康 保 険	課	長	阿久津 忠 昭
長	寿 応 援	課	長	井 上 優
福	祉 こ ど も	課	長	増 井 栄 一
農	業 政 策	課	長	山 口 成 治
都	市 建 設	課	長	園 部 繁
下	水 道	課	長	皆 川 尊 志
会計管理者(会計課長)				小 林 正 雄
水	道	課	長	高 瀬 浩 文
農	業 委 員 会 事 務 局	長		片 岡 宗 徳

教育委員会事務局 長

小林 克成

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長

阿久津 雅 志

書 記

町 田 めぐみ

書 記

高 丸 哲 史

議会全員協議会次第

1 開 会

2 議長挨拶

3 町長挨拶

4 協議案件

(1) 令和2年第1回城里町議会定例会提案事項について

5 閉 会

午前10時05分開会

開 会

○議長（小坏 孝君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（小坏 孝君） 本日の全員協議会は、来る3月3日に招集されます令和2年第1回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前に協議をいただくものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、議場内での携帯電話のマナーモード等のご確認をお願いいたします。

また、政府から新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が出されております。本議会も議場内のマスク着用を許可いたします。咳のエチケットには十分留意くださいますようお願いいたします。

続きまして、本日の出席状況につきましてご報告いたします。全員出席であります。

町長挨拶

○議長（小坏 孝君） ここで町長よりご挨拶をいただきます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和2年第1回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、町政運営につきましてご理解とご協力をいただいておりますことに併せて御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ですが、承認2件、条例改定を初めとする議案29件、報告31件について担当課長より説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

協議案件

○議長（小坏 孝君） これより会議に入ります。

会議次第に従い、会議を進めてまいりますので、よろしくご審議のほうお願いいたします。

なお、質問のある方は挙手をし、議席番号を言った上でご質問ください。

それでは、承認第1号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 承認第1号 専決処分第1号（令和元年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることにつきましてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、災害により被害を受けた農家に交付金の支給、災害復旧費により令和2年1月29日付で専決処分を行ったものであります。

3 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,554万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ114億7,907万3,000円としたものです。

上記補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものです。

4 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。まず歳入です。16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額から4,889万5,000円を減額したものです。精査により、災害復旧費国庫負担金を減額したものです。

17款県支出金、2項県補助金であります。既定額に1,991万6,000円を追加したものです。農業者を支援する強い農業担い手づくり総合支援交付金を追加したものです。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額に5,452万3,000円を追加したものです。財源調整により、財政調整基金繰入金を追加したものです。

続きまして、歳出です。

5款農林水産業費、1項農業費であります。既定額に2,554万4,000円を追加したものです。農業振興費で災害により被災した農業者へ農地の改良等の費用を支援する強い農業担い手づくり交付金を追加したものです。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費であります。農地農業用施設災害復旧費で財源内訳補正を行ったものであります。

2項公共土木施設災害復旧費であります。道路橋梁災害復旧費及び河川災害復旧費で財源内訳補正を行ったものであります。

以上が承認第1号 専決処分第1号（令和元年度城里町一般会計補正予算第8号）の説明ですが、詳細につきましては、5ページから7ページまでの事項別明細書となっております。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小塚 孝君） これより承認第1号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、承認第2号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 承認第2号 専決処分第2号（令和元年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることにつきましてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、災害により発生した対策経費を令和2年2月5日付で専決処分を行ったものであります。

3 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,389万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ115億3,296万9,000円としたものです。

上記補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものです。

4 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。まず歳入です。16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額に1,904万8,000円を追加したものです。災害復旧費国庫負担金で、災害廃棄物処理事業費負担金を追加したものです。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額に3,484万8,000円を追加したものです。財源調整により、財政調整基金繰入金を追加したものです。

続きまして、歳出です。

4款衛生費、2項清掃費であります。既定額に3,809万6,000円を追加したものです。塵芥処理費で災害等廃棄物処理及び被災建物等撤去工事を追加したものです。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費であります。既定額に1,580万円を追加したものです。農地農業用施設災害復旧費で災害復旧設計委託及び災害復旧工事を追加したものです。

以上が承認第2号 専決処分第2号（令和元年度城里町一般会計補正予算第9号）の説明ですが、詳細につきましては、5ページから7ページまでの事項別明細書となっております。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより承認第2号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第2号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第2号をご覧願います。

議案第2号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてですが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律が改正され、令和元年12月16日に施行されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、引用している法律の題名及び条項を改正するものです。

以上、議案第2号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第2号説明資料1ページから3ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小塚 孝君） これより議案第2号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小塚 孝君） 続いて、議案第3号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第3号をご覧願います。

議案第3号 城里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてですが、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度に移行することに伴い、会計年度任用職員についても、職務の宣誓が必要となるため、町条例の一部を改正するものです。

以上議案第3号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第3号説明資料1ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小塚 孝君） これより議案第3号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小塚 孝君） 続いて、議案第4号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第4号をご覧願います。

議案第4号 城里町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてですが、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたこと、また、特別職の職員の給与の減額について、一部継続することに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、特別職の期末手当を0.05月分引き上げ、年間3.4月分とし、町長の給与を引き続き、5%減額するものです。

以上議案第4号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第4号説明資料1ページから3ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第4号に対するご質問をお受けいたします。

9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 今年度は町長だけということで、副町長、教育長の改定はなぜなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答します。

一時期、全国的に、特別職の給与を削減するという動きが全国的に、安倍首相が1期目のときに、いろんな問題が起こったときに、給与返納を行ったことから、それが波及して、全国的に特別職の給与削減が広がったのですが、昨今、ほかの各自治体でも、給与については、本則どおりの給与を払うような自治体が増えてきておりますので、それに倣って、当町についても、本則どおりの給与を支払うべきではないかというふうに考えております。

ただし、私だけにつきましては、引き続き、自主的に5%の削減を提案したところであります。

○議長（小唄 孝君） 9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） わかりました。

できれば、町長も満額もらえるようにしたらいいんじゃないですか。私の意見を添えて、質問を終わります。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第5号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第5号をご覧願います。

議案第5号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告により法律等の一部が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、職員の住居手当の基準となる家賃額の下限を4,000円、上限を1,000円、それぞれ引き上げるものです。また、給与についても、平均0.13%引き上げ、勤勉手当を0.05月分引き上げ、期末勤勉手当を年間4.5月分とし、行政職基準職務3級、4級の職務を改正追加するものです。

以上議案第5号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第5号説明資料1ページから15ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第5号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第6号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第6号をご覧願います。

議案第6号 城里町国民健康保険支払基金条例の一部を改正する条例についてであります。法律の改正により、都道府県が財政運営の責任主体として、保険給付を行うことになったため、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、医療費、給付費等を支払うための財源として、町は都道府県に納付金を納めることになり、その義務額が予定より著しく上回るようになった場合、基金より支払えるよう改正するものです。

以上議案第6号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第6号説明資料1ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（小唄 孝君） これより議案第6号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これは、第5条の基金で、流行性疾患の異常発生のための診療費が激増しというようなことがありますけれども、これらに今充てていたものが、全部削除されていますね。ということは、ちょっと、このことについて、何で削除されたのかをお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 藤咲議員のご質問に答えをいたします。

流行性疾患という言葉が外した理由といたしましては、1号、2号のように、流行性疾患の異常発生等のためとか、災害その他特別な事由によりという文言が入っておりますと、単に医療費が上昇し、保険税を引き上げなければならないときなどに、基金を充てられないことから、この部分を削除したものであります。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ということは、今、新型コロナウイルスの問題もありますけれども、この町に住民がコロナウイルスとか、そういうようなことで、医療にかかる必要があったときに、今、医療費がかさんだりしたときに、今までは、流行性疾患の異常な発生のためとかということによって充てられたものが、全くなくなってしまうということなんですか。

ちょっと、やはり、今、こういうウイルスが出ていることによって、心配だし、どこから出されるのでしょうか。基金から出さないで、どこから、一般財源から出すような形になるのでしょうか。ちょっと、心配ですが、説明してください。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） どうか、ご心配なさらず、今回の条例改正では、基金の取り崩しができる範囲を今までより広くしたという意味なんです。今までは、流行性疾患の異常発生等とか、こういうふうに書かれた場合しか基金から取り崩せなかったんですが、新しい条例では、もっと広く解釈できるような表現に変わっていますので、当然、今回、コロナウイルスの関係で、診療費が増えて、国民健康保険支払準備基金から取り崩さないところちょっと足りないなというふうになったときには、取り崩せる条例になっておりますので、その外したので出せなくなったということではなくて、より柔軟に解釈できるような言い回しに変えたということですから、今まで出せたやつにも出せるし、今まで出せなかったのにも、一部出せるようになったと、そういうふうに理解してください。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） そういうことであれば、説明を受けたことで、私は今わかりました。

しかし、この改正の内容で新旧の状況を見ますと、そういうものはちょっと見受けられません。もし、そういうもの、含まれているならば、今までの流行性のものとか、そういうものも追加した上で、書いていくということにするべきなんではないでしょうか。何か、本当に、スパッと切られて、今、流行性のものとか、そういうようなことで、解釈が変わっただけ、より柔軟になったというのであれば、柔軟になったような改正文にするべきだと思うんですけども、これでは納得できません。

○議長（小坏 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、平成30年に制度改正がありまして、県が保険者となり、市町村と共同保険者という考え方で、県が財政責任を負い、町が事業を実施することとなり、保険料と、保険給付費、医療費の費用の流れが変わったために、今回改正したものでありまして、改正の内容につきましては、5条の改正でございますが、改正前は町が保険税を集めて国からの補助金等を合わせて医療費の支払いを行っておりました。このために、1号の流行性疾患の異常発生等のため医療費の支払いに困難が生じた場合と、2号の災害その他の特別の事情により保険税が予定額に達しない場合で、医療費の支払いに困難を生じた場合、基金を充てるということになっておりました。

改正後は、県が財政運営の責任主体となったことによりまして、医療費の支払いに必要な額を県が市町村から納付金として集めまして、医療費の支払いに必要な額を全額県が町に対して支払い、町は納めた、集めた保険税を納付金として県に納めまして、医療費の支払いに必要な額を全額交付金として受け、町が医療費の支払いを行うこととなったものであります。

このような流れになったことから、制度改正前は医療費の支払い額が予定額よりも著し

く上回り支払いに困難が生じたときに、基金を医療費の支払いに充てることとしておりましたが、制度改正後は、県から町に医療費の支払い分として必要な額を全額交付されることとなったことから、医療費に充てるのではなく、県に納める納付金に充てる必要性が生じたために、基金を納付金に充てるよう改正したものでありまして、議員が心配されております医療費の支払い、それにつきましては、県のほうがしっかりと交付金として町のほうに交付していただきますので、問題はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 課長、簡潔に説明をお願いいたします。

藤咲議員も、ちょっと、後で執行部のほうに行って、説明を受けてください。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。大丈夫です。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第7号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第7号をご覧願います。

議案第7号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。令和2年3月末に期限を迎えるみなし支援員の経過措置について、見直しにより、各自治体の実情に応じて期間延長が可能になったことに伴い、3年間延長するよう条例の一部を改正するものです。

以上議案第7号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第7号説明資料1ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第7号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第8号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第8号をご覧願います。

議案第8号 城里町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてであります。県内及び町内で悪質な残土投棄事例が発生していることに伴い、規制を強化し、生活環境を保全していくため、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、適用面積の下限撤廃、土砂搬入禁止区域制度、土地所有者に対する勧告制度、生活環境の保全上支障のある悪質な残土投棄等を除去する措置制度の新設及び罰則の強化です。

以上議案第8号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第8号説明資料1ページから13ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第8号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 大分縛りがきつくなっていたような感じがします。全体的に随分縛りがきつくなつたなという感じはあるんですが、違反行為に対する罰金が50万円以下というのは、この金額で相手は言うことを聞くんでしょかね。こんなの全然思っていないんじゃないかと思うんですけども、規定としてはこの金額しか出せないということなんでしょか。

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

罰金については、検察当局と協議の結果、地方自治法のほうでこの金額がいっぱいというところで、協議してあります。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この違反行為というのは、文書で幾らきつく言っても、相手が納得できないということだと思えます。警察がどういう形でその50万円以下ということにしたのかよくわかりませんが、私たち住民の迷惑、それから、住民に対する健康状況、それから、外見を崩されてまでつくられてしまうような、そういう不法行為とか、そういうようなものに対して、これだけの縛りだけで本当にできるんだろうかということを感じました。

やっぱりこの中には、住民の協力体制、それから住民がどういう状況になったときにはすぐに知らせてもらうとか、そういうような住民の協力を得られるような内容も組み込むべきなんではないかなと思うんですが、やっぱり、行政側だけではなかなか縛り切れないというところもあるので、一番身近な住民側に、やっぱり協力をさせていただくというのは、大きなポイントではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） まず、罰金に関してですけれども、実は罰金以上に非常に大きな費用負担を業者にさせる条項が含まれておりまして、それが、この4ページ、これは30条の2に、次のように書かれています。4ページの上から14行目ですね。町長は、前項の規定により、同項の支障等の除去等の措置の全部または一部を講じたときは、行政代執行法の規定により、当該支障の除去等の措置に要した費用について、当該事業主等に負担させることができるというふうな条項が今度入ってしまっていて、一言で言うと、残土を許可を得ないで置いちゃったと、それを撤去するのに、通常1,000万円とか、数千万円とかかか

ると思うんです。そうしたら、数千万円かけて町はその除去できるんだけど、除去に要した1,000万円とか、2,000万円とかの費用を請求することができると、業者に。だから、業者からすると、100万円の罰金以上に、そっちの費用のほうが巨大になってくるので、それによって抑止しようという考え方になっています。実費請求ができるようになったということなんです。

あと、もう一つ、住民の協力ということでは、今度許可を出すに当たって、許可の申請をもらうときに、申請書の様式の中に、要項のほうで申請書の、どういう書類を出したらいいかというのが、条例じゃなくて要項のほうに詳しく書いてあるんですが、要項のほうには、近隣住民の同意書を出せというふうになっていまして、つまり、事業地の近隣住民が同意して判こを押さないと町長は許可を出さないよというような条例の立てつけになっていますので、地権者だけじゃなくて、隣接地とか、一定程度の範囲内に含まれる住民の方々が同意書を出さないと事業の許可書が出ないと、そういう仕組みになっております。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。

この住民の同意書というようなことについては、今回、大綱での問題は、住民はだまされてしまったようなそういうところがあったりとか、していますので、業者というのは本当に甘い言葉で本当に信じ込ませるようなそういう在り方で住民のところに入ってきます。それで、何とか印鑑を押してくれないかということで、大丈夫だからと言われて、押してしまうということありますので、住民への周知、勧告というんじゃなくて住民への周知ですね。もし、そういう業者が来て、何かつくりたいのというようなときに、申し出があったときには、町に一言相談するような、そういう住民への問いかけ、周知、そういうものも必要なんではないかと思えます。

住民そっちのけでは、やっぱりだめです。

ただ、やっぱり、住民に同意を求めるというのは、もう向こうはプロですから、入れかわり立ちかわりすごく大変な状況の下で、いろいろ甘い言葉を投げかけます。そこで、印を押してしまう、印を押してしまったら、町長が住民の同意があれば、許可するしかないという形になっちゃうじゃないですか。そういう顔をしないでください、町長。よく話聞いてください。

大切なことなんですよ、本当に。だから、そのこのところをもう少し煮詰めていただければ、縛りがきつくなったということも必要なんですけれども、そういうことも、やっぱり大切だと思うので、住民との周知をお願いできればいいかなと思っています。

だから、説明を、こういうことについて全住民に説明をしていくとか、そういうようなことで、周知をしていくというのはとても大切なことだと思いますので、お願いします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） もちろん、住民の同意というのは1つの条件なんですけども、技術的な見地から、迷惑がないとかいうのも、一応基準の中に入ってますので、そういったことに加えて住民の同意も必要ということにしたということで。また、安易に印鑑を押ししたりしないように、今度新しい条例が議会で承認をいただけましたら、そういった啓発を広報誌等で、こういう条例ができたので、皆さん意識をしっかりと持って対応してくださいというような、そういった広報もしていこうと思います。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 5番片岡藏之君。

○5番（片岡藏之君） 最終的に、行政代執行という形になるような文言ですけども、それ以前に事業を開始する前に、供託金とかを業者さんからある程度いただくというような形で、計画どおりに進めばその供託金はお返ししますというような形の文言を含めておいてもいいのかなという感じはするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 供託金なんですけど、今のところ、その申請を出してくる業者については、それこそ、なっていないんですけども、無許可の場合にはそういう供託金とかもちろん、納めてくれない業者というのが対象になっている条例になっていますので、今後は、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小坏 孝君） ほかにございませんか。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 今、お聞きしたんですが、結局その住民の方が印鑑を押し、いずれにしても、町長が許認可を出すときの基準として、もうちょっとはっきりしていただきたいんですが、七会のこの間の不法投棄された残土に関してを意識した上でのこの条例の改正だと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） この条例改正につきましては、許可制度に対する条例改正になっております。

以上です。

○8番（河原井大介君） そうじゃなくて、1月19日に住民説明会をした上で、条例を厳しくするというふうな七会での発表を受けて、そういった意図的に、意識的にこういった形で今後は厳しくしようという発想の下、この条例はつくられているということでよろしいですか。

○議長（小坏 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 今後は全ての申請に対して、条例を強化したということになっています。

〔「聞いていることに答えてないですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回の事件を受けて、今回、罰則規定の強化など、県内でも最も厳しい罰則水準を持つ条例になったということでございます。

また、その許可に当たっての規則、これは要項、会議資料にもう一つのほうに、要項が出ていますが、要項のほうに書いてありますので、ちょっと紹介しますと、どういう書類を出さなければいけないかということで、住民の同意という議論がありましたので、それ、4ページの第14条の町長が必要と認めるものとして次の書類を求めることができる。周辺関係者の事前説明会実施報告書ということで、ちゃんと説明会やりなさいということで、説明会の報告書を出しなさいということと、近隣土地所有者の同意書というのを求めることができるということになっております。

事前説明会に当たっては、地域住民自治組織の代表者も、例えば説明会に対象とするということですから、自治会長さんとか、そういう人たちも呼んで、ある程度自治会長さんとか、そういう方はだまされにくいとか、ある程度地域で見識を持った方だと思いますので、そういった方も必ず説明会に呼んでくださいねと。それから、事業区域の境界線から100メートル以内と書いてありますが、その区域の土地所有者や居住者も説明会の対象としてくださいねということで、かなり広い範囲に対して説明することを求めていますので、同種の条例や要項の中では県内でもかなり厳しい内容になっておりますので、通常、こういう厳しい条例や要項の内容になると、悪徳の事業者という言葉を使っているのかちょっと戸惑うところがありますが、あまりきちんとした対応をしたくないと思っている事業者にとっては、非常に城里町のは手続が非常に煩雑になっていきますので、城里町で土砂埋立事業をやるのは避けたいというふうに思わせるような罰則の厳しさ、手続の多さとなっておりますので、そういった点から、規制を強化しようとしているという意図を酌み取っていただければ幸いです。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 県内で条例が厳しいか厳しくないかを聞いてるんじゃないんですよ。つまり、5,000平米以下の、5,000平米以上は県の知事の許認可を得るわけで、それ以下が町の町長、そして今、住民の方々に話を聞いて、住民の方々の合意を得なければ許可を出さないというその住民の方向性をつくっていただくという話の前提の前に、例えば、ほかの自治体だと警察のOBの方がいたり、あとは弁護士を常駐させる、これはもう稲敷市ではやっていますが、そういったものも含めて、さらに言えば、これは多分町民課が所管となって町長と一緒に科学的見地の下に許可を出すかどうかを認識をするということだと思うんですが、町民課の役割として、前回に不法投棄された中で、なかなか難しい問題があるんじゃないか、つまり、町民の窓口業務と、やはり、そのグループ分けをしていますが、この本質として、町民は衛生環境、つまり、こういった環境問題を含めた産

廃の問題についてのグループのみで対応し切れるのかどうかという議論も出てくるんだろうというふうに思っています。

ですから、今回の条例が厳しくなったということは、それはそれで評価すべきものだと思いますが、それ以上に、町長の判断基準として、科学的な見地から許可をすると、5,000平米以下のものについて許認可を出すと、その判断基準がいまいちよくわからないんですね。じゃ、町民課が逆に、分けて、セパレートして、きちっと産廃に特化した、きちっとしたそういう部署をつくるのか、もしくは、そういうふうな形でやるのか、そこら辺が具体性がちょっとまだ見えないというふうに思います。今後の課題として、前段として、昨年度に新聞報道でもありましたけれども、不法投棄、コンクリート殻ですか、いわゆるそういったものがあって、この条例がつくられたというふうな認識だと思うんですが、それがいまいちはっきりしていないということもありましたし、その中で許認可含めたところで、町としてのその対応、具体的な科学的な見地、町長の許可が住民からの印鑑のみによって許可がもられたことによって、許可を出すとか、ちょっといまいち分からないんですね。

だから、具体的にもうちょっと教えてもらっていいですか、そこら辺を。

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 盛土条例につきましては、町民課の環境グループのほうで対応しておりまして、許可基準につきましては、通常、申請書類の審査と、あと、その辺の提出書類の中の審査のみで、許可条件がそろっていれば許可することになっています。

○8番（河原井大介君） だから、その科学的な見地という、町長が言っていた許可を判断する基準について、どのように今、認識されていますか。

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 今のところは書面上の提出書類の中の審査だけになっております。

○8番（河原井大介君） ですね。だから、書面上の書類だけで今回みたいな七会での事案みたいなことにならないようにするには、どのようにしたらいいのかということが、どのように条例には盛り込まれていますかということを確認しています。

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 河原井議員のご質問ですが、条例上の基準というのは、土質の数値的な資料を提出いただいて、それに対する検査ということで実施しています。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 今、町長がおっしゃったように、やや難しい業者のケースもあるという話が今ありましたよね。言葉を濁していましたがけれども。

つまり、そういうときに対して、例えば、稲敷市なんかは、警察のOBの方がその産廃をやったり、環境問題に対して精通している方が入っていたり、もちろん、これは県警だ

ったり、相談をしなきゃいけない方がいてくれると。あとは、さらには法律の専門家、弁護士さんも常駐しているというケースが出てきているわけです。そういったものを盛り込めるんじゃないかということ提案をしているだけなので、そういったものにおいては、どういうふうな認識の中で、どのような協議の中でこの条例を含めたその数値的な数は分かります、分かりましたけれども、具体的にじゃ、対応するときに、つまり税金を使って処理をしますと、その分は請求できますという話があるんですが、その根拠もいまいちそれができるかできないか、どういうふうにするかという具体的な専門家、プロパーの中に、町民課の中に、グループだけじゃなく、そういった方がいるということは、もちろん、安心・安全と、町民から見ても、そういうことも可能なのかどうかということ、総合的な意味合いの中でつくられている条例であれば、そういった認識については、どのような見解、そして、どのようなこの上程になったのかについて、そのプロセスについて教えてくださいかという質問です。

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 河原井議員の質問にお答えします。今現在は実際に業者立ち会いの下、町民課職員とか、あとは関係業者、管理業者のほうで行って、土質調査等を行っております。

警察とか弁護士は常駐ではないんですが、随時相談しながら、協議しながら、進めているというのが現状です。今後については、そういうことも検討していかなければいけないかは考えております。ただ、条例にはそういうことはうたっていませんので、通常はその状況に応じて相談なり、協議なりしながら、今回も進めたというのが現状です。

以上です。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

○4番（藤咲芙美子君） 追加質問。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これ、河原井議員が質問しているということは、条例に入っているかどうかというのは、非常に重要なことだと思うんです。

何を基準にそれを判断するのかというのが、やっぱり求められていくと思いますので、もし、今からでも変更というか、加入とか、何で町長、そういう顔するんですか、きちんとやるべきことをやっていかないと、駄目なんですよ、これは。

そんなに簡単に文章だけで、さらさらと行かれたんでは、住民の命と健康に関わりますから。だから、どこに縛りを入れるのかと言ったら、条例とか、そういうようなものをきちんと入れていく上で、そして周りの弁護士さん、そういういろんな人と警察の人たちとかに、盛り込むというようなことを、条例に入っているというようなことが、きちんと組み込まなければいけないんじゃないかと思うんです。

ですので、これは安易にやっています、これからそうしますじゃなくて、きちんとやって

いくというような、条例に追加するというような文言まで入れるようなことまでやっぱりやっていただければいいかなって思っていますので、とっても重要なことです、検討していただきたいと思うんですが。

○議長（小坪 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 藤咲議員のご質問にお答えします。

一応、土の基準につきましては、環境基準の土質検査というのをやることになっていて、数字的にはそれを基準に考えております。

現場のほうなんです、実際には立入検査というのができることになって、22条の中にあるんですが、現場で立入検査をすることができるということで、専門技術を有する者に検査の一部を委任することができるということまで一応条例上はうたっていますので。

以上です。

○議長（小坪 孝君） ほかにございませんか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 同様の質問でございますけども、条例は条例でそのほかに、条例の前に、大変勉強をされている業者が一番初めに役場の町民課に来た場合に、申請に来た場合に、この入り口が一番大事だと思うんです。

その入り口のときに、担当者が対応されると思うんですけれども、その担当者への研修会等はあるのか、また、あれば、なければ、あったらあったで、その中で勉強をされると思うんですけれども、なければないでどのような方法で庁内の中で、OJT等を行っていくのかといったことも、ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、そういった研修会ございますか。

○議長（小坪 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 毎年、県のほうの廃棄物対策課の主催にある研修はやっております。参加もしております。

以上です。

○議長（小坪 孝君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） これは、課長等も出席されますか。1名、担当者、例えば、1名で行くわけですか。複数で行きますか。

○議長（小坪 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 私はちょっと参加してないんですが、係長以下2名ぐらいは参加しております。

以上です。

○2番（加藤木 直君） わかりました。

大変、入り口の第一歩が一番重要だと思いますので、一步入ると、向こうも勉強されている方なので、なかなか引き下がるということはないということなので、その第一歩目が

大変重要だと思っておりますので、その辺のところの職員の教育もよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第9号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第9号をご覧願います。

議案第9号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。民法改正及び連帯保証人に関する規定の改正に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は民法改正により、極度額の設定が必要になったことから、極度額に関する規定を追加し、法人による保証を受けることを可能とし、法人による保証を受けた者については、連帯保証人を不要とできるように定めるものです。

以上議案第9号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第9号説明資料1ページから3ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第9号に対するご質問をお受けいたします。

9番 関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 私、勉強不足で申し訳ないんですけども、保証法人という、初めて聞くかなと思うんですけども、これは保証協会とか、そういう財団法人とか、そういうものを指しているのか、この保証法人の司法書士を言うのか、そういう方がなるのか、その説明をお願いしたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長 園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 9番、関議員のご質問にお答えいたします。

こちらの保証法人ということでございますが、家賃の債務保証業者という一般財団法人または社団法人等になっておる家賃の保証をすることを業務としている法人ということになります。

○議長（小唄 孝君） 9番 関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） ちなみに、その保証法人というのは、この近くではどういうところにあります。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長 園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） ただいま県内の業者名につきましては、把握しているところではございませんが、茨城県内に国土交通省の登録制度がございまして、登録されている業者が5社ほどあるというのを伺っております。

○9番（関 誠一郎君） 了解。

○議長（小坪 孝君） ほかにございませんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今の関連質問ですが、この極度額というのはちょっと新しい文
言で、ちょっと理解ができません。極度額ということについて、説明してください。

○議長（小坪 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 極度額につきましては、連帯保証人が債務を負担する上
限額ということでございます。

今回、上限、民法の改正により、家賃等に関する連帯保証人をつける場合にはあらかじめ連帯保証人の債務の上限額を規定するということが民法にうたわれましたので、今回、
条例を改正し、町営住宅管理条例、管理規則のほうで30万円というものを設定をするもの
でございます。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 極度額というのは確かにそうだと思うんですけども、これ、
抵当権設定とか、根抵当権とか、そういうものにも関わることなのか、何かちょっと、い
まいちその上限額がどうなるかというか、何か非常に複雑に何か絡みになっているような
感じがするので、もう少しちょっと、詳しく今回のこの条例はどういうことなのかを簡単
に説明をお願いしますか。

○議長（小坪 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

現在、町営住宅に入居するに当たり、連帯保証人をつけていただくよう求めております。
現行では連帯保証人につきましては、入居者の債務、家賃の滞納や退去時の原状復旧費等
に関する費用に滞納等がございましたら、連帯保証人にその債務を請求するということ
ができるようになっておまして、現行法では、その上限が定められておりません。

今回、そういった滞納額、滞納金や原状復旧費等に関する債務につきまして、連帯保証
人が保証する限度額というものを設定するというような改正の内容でございます。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（小坪 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第10号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第10号をご覧願います。

議案第10号城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります
が、民法改正及び連帯保証人に関する規定の改正に伴い、町条例の一部を改正するもので

す。

主な改正点は、民法改正により極度額の設定が必要になったことから、極度額に関する規定を追加し、法人による保証を受けることを可能とし、法人による保証を受けた者については、連帯保証人を不要とできるように定めるものです。

以上議案第10号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第10号説明資料1ページから3ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小塚 孝君） これより議案第10号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この連帯保証人のことなんですけれども、連帯保証人で、県内に居住でなければ駄目なんでしょうか。以前も、入る人が少ないからということで、県外でもいいということになったような気がするんですが、県内に居住ということで何か定められているような感じがするので、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（小塚 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちょっと全般的なことをもう一回、説明したいと思うんですけども、今回、公営住宅の連帯保証人に関する条例が各公営住宅ごとに出ております。

昨今、家族が少なくなったり、親戚同士が希薄化したりして、連帯保証人が立てられない。よって公営住宅に入居申請ができないという方がいて困るということで、極力、連帯保証人をつけやすくするように、あるいは、連帯保証人が見つからなくても入れるようにしようという趣旨で各、今回幾つかの条例が出ています。

その先ほど、関議員からの質問がありましたが、保証法人は私も東京でアパートを借りたときに保証法人の紹介もされましたけど、家賃の何%かを払うことで連帯保証人を不要とすると、その方が一家賃滞納したときは、その保証法人が代わりに滞納した家賃を払ってくれるという制度なんですね。

ですので、連帯保証人、どうしても立てられない場合は保証法人と契約することで保証人を立てなくても入居できるようにしたと。また、極度額が今度、ちゃんと定められたことで、連帯保証人を引き受けるときに、何百万円も債務要請がいきなり来ちゃったら、連帯保証人怖くて引き受けられないと思うんですが、30万円までしか連帯保証人には請求しませんよということなので、親族とか兄弟も、30万円ぐらいだったら払えるかということで、連帯保証人を引き受けやすくなると思うんですね、今回の改正に伴って。

茨城県内じゃなきゃ駄目なのかと、東京にいる親族だっていいじゃないかということについては、請求するのに、やはり、あまり遠方にいると、連帯保証人と連絡取るのが大変だという趣旨だと思うんですが、詳しくは都市建設課長から答弁させます。

○議長（小塚 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

現行におきましては、連帯保証人の居住地ということで、一応茨城県内ということ、現在のところは求めています。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 連帯保証人になるときに、大体親族ですよ、で、県内には住んでなくて、もし息子さんなり娘さんなりが、県外、東京辺りにいるときに、住居していると、そういうときに、県内には誰もいないんだという状況のときには、例外として認めるのでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

入居者の親族については県内という居住制限を設けていないというふうに解しております。

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 極度額の件は30万円を上限とするということで、なりやすいということなんで分かりましたが、その法人に保証人になってもらう場合、これはその法人を頼む場合というのは、例えば有料なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 7番三村議員のご質問にお答えいたします。

現在、法人による保証会社につきましては、茨城県が窓口になり、法人等の選定や協議等に入っているところでございまして、県内の各市町村で保証法人を活用するところにつきましては、県の動向を見ながら、県に準じて進めてまいるということでございまして、保証金につきましては、まだ確定はされておりませんが、現在のところ、おおむねの想定費用としては、年間で1万円程度というのを想定しているというふうに伺っております。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） そうすると、確認なんです、その1万円というのは、入居者が負担するというのでよろしいですね。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 7番三村議員のご質問にお答えいたします。

保証金につきましては、入居者負担ということになります。

○7番（三村孝信君） わかりました。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第11号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第11号をご覧願います。

議案第11号 城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります、民法改正及び連帯保証人に関する規定の改正に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は民法改正により、極度額の設定が必要になったことから、極度額に関する規定を追加し、法人による保証を受けることを可能とし、法人による保証を受けた者については、連帯保証人を不要とできるように定めるものです。

以上議案第11号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第11号説明資料1ページから3ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第11号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これ、徳蔵住宅だけ何で連帯保証人が不要となるんでしょうか。説明してください。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

城里町営徳蔵住宅におきましても、連帯保証人は必要となります。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

○4番（藤咲芙美子君） ちょっと待ってください。質問。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） もし、必要ならば、何でこの徳蔵住宅の管理条例の一部だけ新しく、またつくるということになったんでしょうか。ちょっと、納得できないんですけど。説明してください。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

現在、町が運営をしている町営住宅につきましては、住宅の種類として3種類ございます。公営住宅法に基づく町営住宅、また、議案第10号のほうでお出ししています特定公共賃貸住宅制度に基づく住宅、そして、徳蔵住宅につきましてはどちらの制度にも該当しない町単独の町営住宅ということで、それぞれ管理条例が3種類ほど設定されておりますので、今回、同様の改正をするため、3条例の改正をするというものでございます。

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） 保証法人のことなんですけれども、第10条の3号、ここに町長が

適当と認めるものでなければならぬという明記がされているんですけども、これは町のほうから、こういう業者がありますよとか、町長がこれは全部認めてるからというようなものを入居希望者に対して、紹介とかはしてくれるんですか、町のほうから。

○議長（小坪 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 3番、猿田議員のご質問にお答えいたします。

保証法人につきましては、茨城県におきましても、現在数社選定をしているというふうになっておまして、町におきましても、同様に、保証業者数社を県に並びまして選定をして、もし保証法人を利用する場合には町のほうから紹介をするという形になると思えます。

○3番（猿田正純君） わかりました。

○議長（小坪 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第12号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 議案第12号をごらん願います。

議案第12号 工事請負契約の締結につきましてご説明させていただきます。

城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

1つ、契約の目的といたしまして、令和元年度国保災害工事第1号かつら水処理センター水害復旧工事であります。

2に、契約の金額は1億7,820万円で、うち消費税額は1,620万円でございます。

3、契約の相手方は茨城県水戸市城南2丁目1番20号株式会社フソウ茨城営業所、所長千葉 實でございます。

4、契約の方法につきましては、指名競争入札であります。入札の結果につきましては、議案第12号説明資料のとおりでございます。

開札につきましては、令和2年2月7日午前10時から行っております。

予定価格につきましては1億7,076万3,000円でございます。

現在は仮契約中であり、議会の議決をいただいて、本契約となります。

工期は議会の議決の翌日から、令和2年3月31日までであります。

以上ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坪 孝君） これより議案第12号に対するご質問をお受けいたします。

9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 入札結果一覧表を見ますと、工期、令和2年3月31日までということになっていますが、これだけの1億円からの金額の中で、この工期で終わるんです

か。

○議長（小唄 孝君） 財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） この仕様書において、仕様書の2条になるんですが、履行期間ということ述べています。履行期間は本契約日、議会の議決を得た日の翌日から、令和2年3月31日までという説明でしたが、仕様書には、本契約に係る予算の繰越手続が認められた場合には、別途協議により、工期を変更する予定があるというふうにしております。

なお、想定している履行期間は240日間としています。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） そういふことがあれば、やはり、事前に、この日にち書いてありますけれども、事前に説明を願いたいと思います。

以上です。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これ、仕様書がやっぱり必要なんじゃないかと思うんですよ。

私たちに少し仕様書の内容を提示することをしていただけませんかでしょうか。

やっぱり、特に、問題ないというのは、分かるんですけども、やっぱりどういう経過をたどって、どういう内容で1つの単価がどのぐらいなのか、そういう経過とか、そちらのほうも期間も含めて、仕様書をちょっと提出いただければと思うんですが、よろしくお願ひします。

○議長（小唄 孝君） 下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

後で仕様書というか、内容のほうの内訳を提出したいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第13号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 議案第13号をご覧願ひします。

議案第13号 城里町公の施設の指定管理の指定につきましてご説明申し上げます。

城里町公の施設の指定管理の指定についてであります。地方自治法第244条の2、第3項の規定により、公の施設の指定管理者について、地方自治法第244条の2の第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、提案するものであります。

2 ページをご覧ください。

公の施設の名称は城里町七会町民センターで、上入野4384番地、一般財団法人城里町開発公社へ令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間、グラウンドとバーベキュー場の使用許可及び施設の維持管理並びに施設内の除草、樹木の管理に関する業務等を一体的に管理していただくことで自主事業等で地域の産物等の物販事業が見込め、施設の効用を最大限に発揮させることができ、地域活性化も図れるため、指定管理者として指定するものであります。

以上議案第13号についてご説明申し上げました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第13号に対するご質問をお受けいたします。

4 番藤咲芙美子君。

○4 番（藤咲芙美子君） 公の施設といえど、公民館とか、それから支所機能を持った、支所機能といえども、住民の国保税とか後期高齢者とか、そちらのほうは、あそこではやってないと思うんですけども、何で指定管理者に変えなければならないんですか。理由を説明してください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） まず、ちょっと誤解を解かなければいけないのは、設置管理条例、もともと七会町民センターの設置管理条例で指定管理に出すことができる範囲が定められておりまして、その範囲としては、グラウンド、芝生のグラウンド、それからバーベキュー場、敷地内の樹木の管理等を指定管理者に出すことができるというふうに設置管理条例、なっております、その範囲の指定管理でございます。

支所とかをやる建物とか全部というわけではないので、ですから指定管理者に指定管理をお願いするのは、おおむね校舎の外側の部分というふうに理解していただきたいと思っております。学校の、旧校舎の内側で行っている公民館業務等は引き続き直営で行うという前提で予算等も計上をしております。

バーベキュー場と、グラウンド等を一体的に管理することで、グラウンドを使ったイベントの際に、物販の販売促進等に効果的にできるということで、今回提案をさせていただいております。

○議長（小唄 孝君） 4 番藤咲芙美子君。

○4 番（藤咲芙美子君） 今でもバーベキューはやってますよね。何で変えるんですか。

グラウンドは追加になったんですか。グラウンドを追加したということは、指定管理者がグラウンドを管理するんですか。そこら辺のところは全く抜けてますよね。説明ないんですよね。何でこういうことが勝手にやられてしまうんでしょう。

グラウンド、今どういう状態になっているか、ちょっと、百条委員会のほうでもやりますけれども、今どういう状態になっているか分かっての上での、グラウンド管理が、指

定管理者に決めるということなんですか。協定書がどうなっているんですか。条例はどんなふうになっているんですか。何かそれ全然ないところでこんなの出されても困るんですけれども。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） グラウンドについては、現在、非常に良好な状態で管理がなされているというふうに思っておりますが、そのバーベキュー場等は今、山びこの郷が廃止されて、アツマーレのバーベキュー場が設置されたときに、その業務を引き継ぐという形で現在、開発公社がバーベキュー場等や、周辺の敷地を管理しているところですが、今回、グラウンドも含めるということで、指定管理者として、新たに個別に議会の議決をとっておくべきというふうに判断いたしまして、今回、議案としたところでございます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 町長、山びこの郷の指定管理業者、廃止するときに、私たち議会にかけたんですね。かけたときに、廃止になりますって、じゃ、分かりましたということで納得したんですけども、指定管理業者に町民センターでバーベキューやりますというときに、私たちには、議会にはかけなかったんですね。

そういうことをやっていて、グラウンドをまた新たにしましたと言って、それで筋が通ると思いますか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 山びこの郷を設置を廃止して、アツマーレを廃止するときに、アツマーレの業務として、山びこの郷の業務を引き継ぐということで、設置管理条例にもそういった旨が同じ業務を行うというような形で設置管理条例になっていますので、また、その当初予算のときに山びこの郷でやっていた業務をアツマーレで行うための維持管理費が指定管理料として開発公社に引き継がれておりますので、その予算案等の承認をいただいたということで、議会の承認をいただいているものと理解しておりましたが、今回、グラウンドを新たに追加するというので、これは、今まで承認を受けていた指定管理物件の変更とか、ということでは該当せず、やはり、新たな指定管理物件の追加であるから、きちんと議案として提出して、議会の承認を得ようということで、今回個別の議案としたところでございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございますか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これは、ちょっと複雑な問題がいろいろ絡んでます。簡単にここで決められるものではないと思います。

町長、ひとつ、ここの件について説明するか、納得できないので、これではちょっと、できませんよね。

町民センターのグラウンド管理を指定管理にしますって言って、簡単に、ああそうです

か、はい分かりましたっていうわけにいかないですから、きちんとした協定書はどうなっているか、そこら辺のところも含めて、説明をしてください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） この指定管理者に変更を予定するのに伴い、水戸ホーリーホックとの協定書の変更も行っております。議会事務局のほうに、そちらの新協定のほうは提出するとともに、議員各自のご家庭にも、郵送でおととい発送したので、昨日届いているか、今日届いているかだと思っておりますが、各家庭に新協定書が届いているかと思しますので、ご確認いただければというふうに思います。

内容としましては、今までは芝生の維持管理業者の選定に当たって、甲乙協議、ホーリーホックと町で協議して、同意したところに委託の発注をするというような協定書の内容になってたんですが、そういった内容がなくなって、城里町は指定管理者として、開発公社に指定管理にすると、そこが良好な管理をするので、800万円は指定管理者に払ってくださいと、開発公社に払ってくださいというような、そういった内容に今度変わっているかと思えます。

当然のことではありますが、指定管理の議案が承認されなかった場合はその協定は無効になるというような、そういった形の協定になっておりますので、ホーリーホックの同意がないと、委託契約を結べないというようなそういった内容がなくなったというところに、1つの大きな変更点があるかと思えます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 指定管理業者というのは、開発公社のことですよね。開発公社の理事長は誰ですか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 城里町長が務めております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 町長が理事長になって、責任は私が持ちますということなんですか。だから、それが筋が通りますということなんですか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 全ての町役場の契約行為は城里町長名で行われておりますので、その様々な契約について、私が責任者となっているところでありますが、指定管理者としてお認めいただけるかどうかということで、議会の承認がいただければ、指定管理者として責任を持ってグラウンドを良好な状態に管理していきたいというふうに思っております。

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） おととい協定書を見直したというペーパーがありまして、開発公社にお願いするんだと、開発公社は良好な芝生の維持管理をするということによろしい

んですか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） さらに委託等も活用しながら、開発公社が良好な管理を行っていくということでございます。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） ということは、今、奥野谷浜産業さんが、芝生の維持管理をしていますが、そこに委託する方向性もあるということによろしいんですか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） そのようなこともあり得ると思っております。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 一文それ書いてあるんですが、議会の承認を得られない場合には、無効という形になっていますけれども、無効ということは、何、どういった協定書がこれから、要は、生き返ってくるのかわかりませんが、7月21日に決めた協定書は破棄される、そうするとどうなるのでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 新協定は議会で指定管理者の承認をいただくことが前提となっておりますので、議会の承認が得られなかった場合は、新しい協定がなくなって、もとの協定に戻るという内容になっております。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） もとの協定書に戻るということは、以前から指摘をしていますけれども、一営利民間企業に対して、拒否権を与えるということに対しては問題だというふうにまちづくり戦略課長及び町長もお答えをしています。百条委員会の中で。それについての整合性はどのようにになりますか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちょっと、百条委員会でそういう話があったかどうかはちょっと私、承知していないところなんです、主たる利用者の意見を聞いて、しかも、800万円という一番高い使用料金を払っているところに対して、その意見を聞きながら、進めていくということについては一定の合理性があるかと思うんですが、百条委員会の皆様方のほうから、そういった拒否権を一企業に与えているのはいかがなものかという提案がございましたので、今回、新協定では、そのような拒否権が水戸ホーリーホック側にはないというところで、一步前進しているのではないかと、つまり、開発公社の理事長が、どっかほかのところ委託したいというふうに考えれば、それも可能となったということで、協定書の内容としては、議会の皆さん方、百条委員会の皆さん方が問題としていた拒否権を削除することができたということで、一步前進というふうにご評価いただければ幸いです。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） この21日に結ばれた協定書は誰と誰と誰がいて、この協定書を結びましたか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 水戸ホーリーホックさんのほうで、先にサインをして、印鑑を押して持ってこられまして、私のほうでその内容を確認して、サインをして、その後稟議を回しまして、印鑑を押して、両方が印鑑を押したということでございます。

同席して一斉に出したというのではなくて、双方、協議の上、先に向こうで印鑑を押してもらって、後からその内容を我々が確認をして、この内容であれば一步前進ということで、サインをして、最終的に押印したということです。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 長くなりますから、最後にしますが、いつ、どこで、誰が、どのように、その協議をした結果、ホーリーホックさんが印鑑を押して持ってきて、稟議書回してオッケーだと。その前提として、いつ、どこで、誰がこの協議をしてきたんでしょうか。プラス、この内容について稟議書を回したんだけど、じゃあ、開発公社にお願いする云々かんぬんはいいんですが、その金額の問題、幾らになって、幾らにするのか。つまり芝生に係るメンテナンスコストに対して、そうですね、メンテナンスコスト、それについての協議というのはされてますか、されてませんか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 芝生のメンテナンスの費用として、開発公社に指定管理料を今回の予算で計上しておりますが、1,750万円を指定管理料として、増額分として、開発公社に支払うということで、今回の予算案の中に組み込まれております。

12月に、議会のほうにお願いしたときには、芝生の委託管理として、年間通算ですと、年間では2,900万円、数十万円だったと記憶していますが、それに比較すると、かなり金額を抑えた形で開発公社への指定管理料を計上しております。

この金額については、ホーリーホックと協議したのではなく、町として、あるいは開発公社として、これぐらいの金額を予算計上、あるいは指定管理料としていただければ良好な管理ができるであろうということで、自ら判断したものでございまして、ホーリーホックの許可とか、そういうことではありません。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 今、河原井議員の質問にもちょっと関連するんだけど、このところの町とそれから、ホーリーホックのこのいろんなやりとりを見ていると、以前のような信頼関係が築かれているのかどうか、それがちょっと、心配になってくるんですよ。町長はそれに対してどう思っていますか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご心配のとおり、なかなかその予算の面ですとか、様々な面でホーリーホックさんもかなり城里町の対応について、心配なされているようで、本当に城里町で大丈夫かというようなことも口にする方もいらっしゃるかもしれません。

ただ、これまで、数年、4年前だったと思いますが、沼田社長から、七会中学校にクラブハウスを移転したいという要望書を頂いてから、アツマーレの開設まで、その1日も遅れることなく、その4年前にこの日に移転したいと決めたそのスケジュールが一日も遅れることなく、結局、きちんとオープンすることができ、芝生の維持管理についても、2年間、いろいろ心配したけども、良好に管理されてチームの成績向上にもつながっているということで、最終的にはきちんとした対応を城里町がしてくれるものということで、信頼関係はまだつながっているというふうに思っております。

○議長（小坪 孝君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 町長はそうおっしゃっているけれども、今回のこの協定書のやりとりなんかにしても、同席することなく、書類を出して判こを押して、それで、これで我々のところへ協定書の変更というのを出してきたんだけれども、今後、こういうことができるということは、逆に言えば、ホーリーホック側から協定書を変更したいということで、判こを押して持ってこられちゃったりすることもあるんじゃないかと、そういう心配もあるんですが、それはいかがですか。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちょっと言葉足らずで申しわけなかったんですが、その協定書のサインのときに、一緒になってサインしたというわけではないことは事実ですが、なかなか、直接会って面会する時間はなかなかお互い、忙しくて取れないんですが、事前に電話等で今、こういうふうな形で進んでいるので、こういった形で協定書の変更をしたいということは、電話等で連絡を取り合って、それできちんと今回の場合でいきますと、たしか、2月19日に開発公社の理事会のほうで指定管理のやると、開発公社でやるという意味決定を理事会でいたしまして、それを受けて、20日、水戸ホーリーホックで取締役会を開いて、取締役会で水戸ホーリーホックの側も協定書の変更等について、取締役会で報告、承認をいただいて、翌日、沼田社長がサインをして、書類を受け取ったのは、もうちょっとその後、開幕戦のときに、ちょうど直接面会する機会があったので、そのときに、サインができたということで、受け取りましたが、ホーリーホックが勝手にサインして持ってきたわけではなくて、もちろん、そのある程度状況を説明して、納得した上で、相手側も社内の決裁を経て、今回の協定の締結に至ったということで、何週間かはかかっております。

○7番（三村孝信君） いや、だから、私が聞いているのは、今後、水戸ホーリーホック側からの発案で、発議でこういう協定を変えたいというようなことはないんですかというのを聞いているんです。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） あるかもしれませんが、内容として、当方として、受け入れられないものであれば、サインはしないので、お互いがサインをするときってというのは、お互いに、ある程度、納得するものであるときだけですから、町にとって急に不利になるような協定が結ばれるということはないかと思います。

○議長（小坏 孝君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 納得できるような答えではちょっとないんだけど、ただ、ここで堂々巡りになっちゃうからやめますけども、ただ、町はかなり多額のホーリーホックに対して、スポンサーのようなもんですよ。そして、ホーリーホックが躍進した大きな要因の一つがアツマーレだと思っているんですよね。

そういう立場を町長なんですから、これは、沼田社長に対しても、なかなか時間がなくて会えなかったじゃなくて、きちっと時間をとってこちらの都合に合わせてもらうぐらいのそれぐらいの態度で接してもらいたいんですよ。

それは町民の税金を投入している我々町民の願いでもあるし、町長の立場としたら、それぐらい強い意見を言ってもらいたいというのを要望しておきます。

以上です。

○議長（小坏 孝君） ほかにございませんか。

3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） ホーリーホックのほうの話は、ちょっと私、避けまして、この今回の指定管理者の申請を、指定について出してこられたことに対するこの手続について、お伺いします。

城里町のほうでは、指定管理者の指定手続に関する条例というのが決まっておりますよね。これに今回沿って、この議会のほうに書類を提出されているのかどうかをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（小坏 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 3番猿田議員のご質問にお答えいたします。

今回の指定についての事務の流れについてご説明させていただきます。

ただいま、ご質問があったとおり、条例等ではいろいろ記載されているんですけども、その中で指定管理者の選定については、通常城里町指定管理者候補選定委員会を経て選定いたします。

今回、指定管理を実施する城里町七会町民センターについては、他施設の指定期間と整合性を図り、1年間ということで、通常は5年なんですけども、という短期間の指定ということで、進めておりますので、さらに、指定管理者予定である城里町開発公社につきましては、城里町健康増進施設「ホロルの湯」及び城里町総合野外活動センター、城里町家族旅行村、藤井川ダムのふれあいの里とグリーン桂うぐいすの里等の指定管理者として長

年……

○議長（小坏 孝君） 聞かれていることに対して説明してください。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 条例等に書かれている審査会等は設けておりません。

特定指定で公募を行いまして、今回に限り、城里町指定管理者候補選定委員会は1年と
いうことですので、省略しております。

事業計画のみで審査をして選定しております。

以上です。

〔「条例に沿っているかどうかと聞いているんですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） その説明をきちんとしてください。やったのか、やらないのか。

3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） 今回、指定管理者が開発公社になるわけですよ。ですから、そ
ちらのほうから、城里町の条例、これは、第1条は、この条例を制定するという
ことで、平成17年2月1日に決められております。

第2条に指定管理者の指定の申請という、この申請があって、その申請の中に、今回
のこの頂いたこの紙の中には申請の日にも何も書いてない。

だから、申請がいつされているのかもわからない。で、第2条の第1項に指定管理者の
指定を受けようとする公の施設の事業計画書を提出しなさいってなっているんですよ。

これだけじゃ本当に事業計画書も何も分からない。だから、皆さんがいろんなことを聞
くようになっていて、なぜそこまでのことをきちんとやってから議会のほうに提出を
されてないのか、ちょっとその辺の意向をお聞きしたいと思います。

○議長（小坏 孝君） では、今回の事業計画書が開発公社から出ているでしょうから、
それを提出してください、書類を。

今言われたように。

まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 3番猿田議員のご質問にお答えいたします。

指定申請書につきましては、2月19日付で提出されておりますので、今、議長から指示
がありましたので、そのコピーを印刷して、配付したいと思いますので、よろしくお願
いします。

○議長（小坏 孝君） では昼休みでちょっと、見せていただきたい。

ほかにございませんか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ただいまの猿田議員の質問に関連ですけれども、条例に従って、
多分、公募をされたと思うんですけれども、その公募して、どのような方法で公募をした
のか、それと、応募してきた社数は何社ぐらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 2番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

今回は、特定して、非公募ということで募集を行いまして、今まで指定管理をしている開発公社に特定指定公募ということで行っております。

○議長（小唄 孝君） 聞かれたことに対して、きちんと答えてください。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 非公募ということは公募はしていないということですね。広く公募はしていないということ。

理由をお願いします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今まで指定管理者、行ってきましたが、指定管理者の指定については、公募しなければならないということはないんです。

例えば、道の駅かつらもかつら振興センターが30年間連続して、指定管理者として受託を受けておりますが、指定管理者に関する法律、あるいは、条例上も、広く公募しなければならないという法的な義務はなく、ただ完全に新たな施設をつかって、新たに指定管理を、町出資団体とか、町長が社長を務めていない完全な営利企業に、営利企業とか町と資本関係がないところに出すときには、公募というのも望ましいんでしょうが、町村などであって、町長が社長を務める会社が町がつくった施設の指定管理者になる場合など、公募せずに指定管理申請書を出してもらって、その内容を審査して、承認するという手続はほかの市町村でも採用されている手続だというふうに理解しております。

○議長（小唄 孝君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） よくわかりました。

また、話、元に戻ってしまいますけれども、今回、この議案が出てきたことに対して、我々、議員、百条委員会のほうもやっておりますけども、百条委員会や議会が契約に関して、ちょっと、うるさいというか、いろいろ、そういう部分で、当然百条委員会もやっておりますけども、そういった部分でそれをそういう契約の部分の部分を簡単にしたいという部分でそういう方法を取ったように私たちは思ってしまうんですね。

そう思われても、しょうがないと、町長、思っていると思うんです。

その辺のところは、なぜ指定管理にしなければならないのかというのを、ちょっと、今のところ、私どもも、ちょっと、疑問が残るところでございます。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 加藤木議員が着任される前ですけども、アツマーレの設置管理条例を出しまして、承認を得たときに、そのときから、指定管理者にこの範囲を指定管理に出すことができるというふうに最初から条文上、組み込まれておまして、当初から、これは指定管理者に出したほうが好ましいのではないかというふうな思いは持っております。

した。

そういう中で、当初、指定管理者ではなくて、グラウンド部分、直営で行ったんですが、グラウンドの管理について、誰もまだやったことがない業務で果たして一体、幾らかかるのかというのが、当時、最初、スタートする時点では不確かで、不安な面もありました。そういったこともあって、そういうことは、指定管理者、そういうリスクは指定管理者に負わせられないので、町直営で責任を持ったほうが間違いのないグラウンドの管理ができるであろうというふうに考えておりましたが、2年間、町直営で管理をやってみたところ、大体、この金額で間違いなく収まるという感触も、管理の手法も、町としても、毎日業者がやっている作業を職員が見ていて、芝刈りは何回ぐらい行えばいい、こういう作業はこの時期にあるというノウハウが2年間で町の職員の側にもだんだんたまってきましたので、これは、この程度の指定管理料で開発公社に委ねても、おおむね管理ができるであろうというめどがついたので、当初の計画どおり、指定管理に出すというのが、1つの話でもありますし、また、先ほど、大曾根課長から説明もありましたが、現在、グラウンドを除くほかの部分が指定管理者である開発公社に委ねられているんですが、グラウンドの脇の草刈りは開発公社がやっているんですが、真ん中はほかで委託していたりとか、あるいは、グラウンドでイベントをやるときに、例えば、お祭りをやるときに、開発公社としても、お土産品を売ったり、地元の物産を売ったり、様々な経済活動をするわけですが、そういうときに、やっぱり、連携がよりよくなって、開発公社が自らグラウンドの予約状況とかも把握しているので、じゃ、こういうきに、例えばホーリーホックのトレーニングマッチがあるんだったら、お弁当とかそういうのを、これぐらい手配して売れるであろうとか、あるいは、こういう連携イベントがあるときに、じゃ、そのバーベキューも一緒にやってもらえるように、主催者とか参加団体に働きかけようとか、そのアツマーレの持っているその経済活動、物販活動をより効果的に行うために、バーベキューはバーベキュー、グラウンドはグラウンドで別に管理するのではなくて、一緒に管理することで、その経済効果をより大きく発揮させよう。それから、管理についても、一体化することで、効率化しようということで、城里町役場としても、グラウンドとそれ以外の部分、別々に管理するんじゃなくて、まとめて指定管理者に一定のお金をはらっておけば全部やってくれるということであると、事務の効率化にもつながるのではないかということで、指定管理者の制度を導入するところでもあります。

そのために、議案としての承認をお願いするところでございます。

○議長（小坏 孝君） ここで、午後1時まで暫時休憩したいと思うんですけど、よろしいでしょうか。1時まで暫時休憩。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第13号からの質問から入ります。

質問のある方、2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 午前中に引き続きまして、質問をいたします。

それでは、指定管理なんですけども、先ほど河原井議員もおっしゃいましたけれども、管理をする業者が奥野谷浜産業なんですかという質問ありましたけども、そこには限らないというお話でしたけども、町内業者ということも当然、あり得るでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 協定書に、ホーリーホックの同意が必要なくなったということで、一步前進ではあるんですが、3月16とか、17とか、3月中旬に承認をいただいて、4月1日からの業務開始ということで、その芝生の管理には、普通の芝刈り機じゃなくて、専用の芝刈り機とかを購入する必要があるって、2週間でそういった機械の手配というのは難しいかと思いますので、来年に関しては、奥野谷浜産業を予定しておりますが、再度、次、5年間の指定管理の更新が今度ありますので、次の5年間については、十分な準備ができますから、ほかのところと契約する可能性も出てくるかなとは思いますが、来年については、今から、ちょっと、ほかに切り替えるのが難しいのではないかと考えています。

○議長（小唄 孝君） ほかに。

ほかにございませんか。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 今、ただいま、奥野谷浜産業の話ありましたけれども、この今、先ほどいただいたこの指定申請書の中には、奥野谷浜産業に委託する予定であると、先ほど、町長、答弁の中で、はっきり言わなかったんですけど、はっきり予定となっておりますよね。

まあいいや。奥野谷浜にすることなんですけど、これ、いろいろ協定書とか、先ほどから、いろんな話聞いているんですけど、株式会社水戸ホーリーホックを指定管理にすれば、全てクリアするような問題だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 水戸ホーリーホックは定款等で、グラウンドの維持管理とかそういうのを業としていないかと思いますので、というのもありますし、水戸ホーリーホックを指定管理者にしてしまうデメリットとして、やはり、チームの都合を最優先にされた管理というのが、行われる可能性があるんで、町または開発公社がやることで、例えば、火曜日、グラウンドゴルフ教室をやるというときに…

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○町長（上遠野 修君） 町が主体になっているので、ホーリーホックの練習にはかかわらずグラウンドゴルフができていると。

○議長（小唄 孝君） 町長。

○町長（上遠野 修君） もう結論です。

○議長（小唄 孝君） 質問に対して、答えてください。

○8番（河原井大介君） 言い訳がましいことはやめてほしい。

要はこの協定書が一步前進した、何だかんだ、云々かんぬん、様々な問題が、法令的な問題もある。そして、予算の問題もある。税金を使っている問題がある。だったら、奥野谷浜産業から800万円、要はホーリーホックですよ、800万円もらうとか、協定書を物すごくミックスしてて訳分からなくなっちゃってて、それをきちっと解決するには、定款を変えてもらう。もう登記を変えてもらう。水戸ホーリーホックが株式会社としてきちっと指定管理を受けて、運営することによって、J1に進める可能性が高くなるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（小唄 孝君） 質問に対して、きちんと答えてください。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回の議案は、開発公社が指定管理者として、よいかどうかという議論であって、水戸ホーリーホックに指定管理を任せるかべきかどうかというのは、また、全く別の議論だと思うんですが、水戸ホーリーホックも株式会社でありますから、自分たちのやっぱり使いたいように、もし彼らが管理になってしまったら、完全にそうになってしまうと思います。

例えば、今、月3回ぐらい中学生がアツマーレのグラウンドで練習していますが、当初は、ホーリーホックさんも積極的でなかったんですが、町が管理してて、町が使うというふうに言ってんだから、そうすると、ホーリーホックとしては、グラウンドの管理者ではなくてグラウンドの利用者の立場なので、町が常北中学校に使わせますと言ったら、常北中学校がサッカーの練習で使っているわけですよ。こういうことっていうのは、町とか、町が、町長が代表を務める会社なので、中学生の利便性とか、高齢者の利便性を考えて、この時間は使わせてもらいますよと言ったら、その話を通るわけです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○町長（上遠野 修君） 水戸ホーリーホックが管理者になったら、こういう話は通しにくくなりますので。

○議長（小唄 孝君） 静粛にお願いします。

○町長（上遠野 修君） 水戸ホーリーホックが指定管理者になるのは、町にとってメリットが少ないというふうに思います。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） だって、協定書で2つに分けて、A、Bのコートに分けているんですよ。何を言っているの。何で、水戸ホーリーホックでやったら、水戸ホーリーホックに占有権を与えちゃうかもしれないみたいな発言をしているんですか。

違うでしょう。もう協定書ができ上がっているんですよ。でき上がっていて、ルールをきちっと決めてあって、水戸ホーリーホックに渡そうが何しようが、関係ないんですよ。

芝生の維持管理だけお願いするという前提で、しかも、今回、承認を得られなかった場合、21日につくった内容は破棄すると書いてあるわけです。

それ、元に戻ったら水戸ホーリーホックにやってもらったら、一番いいじゃないですか。議論として、流れとして、全然おかしくないですよ。

じゃあ、それを同時進行で話し合っていない、並行的に話し合っていないことのほうが問題だと言っているわけです。

と同時に、何で水戸ホーリーホックにやらせると、水戸ホーリーホックが中学生に使わせないとか、わけのわからない議論を感情論で、抽象的な話に持ってきちゃったんですかね。

きちっと話をしましょうよ。うそはもういいですから。

○議長（小坏 孝君） 聞かれたことだけきちんとしゃべってください。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） いや、うそでも、何でもなくて、うそでも、何でもありません。

本当に、中学校の練習とか、今、頻繁にやっていますが、それも、町が管理者だから実現できたものと思います。

もし、ホーリーホックが完全にグラウンドの管理者になったら、ちょっとでも芝生を傷めると自分たちの練習に支障が出るとか、そういう懸念があったら、芝生の維持管理上の理由等で、ちょっと今日は使えないんですっていうふうにするおそれもあると思うんです。

彼らとしては、中学生の利用より自分たちの練習の利用っていうのが最優先になってしまっておそれがあると思うんですね。やっぱりそこは民間企業である以上そうです。

ですから、住民との共同利用という理念をしっかりと完遂するためには、町が管理しているというのは、大変重要な、町、または町が主導権を持った指定管理者が管理しているというのは、大変意味のあることだと思います。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） よく分かんないんですけども、じゃ、協定書って何なんですか。

しかも、あのアツマーレというのは、町民センターなんですよ。町民が使うものですよ、優先的に。だから、今の話だと、ホーリーホックに預けて、ホーリーホックが占有しているという話なんですか。しかも、使わせて、芝生が傷んじゃうから、使わせないよという話をしたときに、城里町としては、使っているから、要は芝生を管理してもらうから、何も言えないよみたいな話ですよ、今の。

誰のものなんですか。あそこは誰のものなんですか。行政財産ですか。それとも、あそこはどういう、普通財産に出しちゃったんですか。どっちですか、今。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） いや、ですから、あそこのグラウンドは城里町のものであって。

そして、A面とB面に分かれていて、A面については、800万円という条例に定められた以上の金額を払っている水戸ホーリーホックが優先的に予約を取ることができる、B面については、町民と共同で同じく1カ月前に予約を取って早い者勝ちで予約を取って使うと、BとAが逆ですね、手前はそういう形の予約の取り方で奥については、1カ月前に予約を取るというやり方でやっているわけでありましたが、それは、協定に基づいたやり方です。

一方、芝生の委託管理も業者に対して行っておりまして、芝生の委託管理業者の都合で、今日、この時間、芝生の養生を行いますから、無料開放等はちょっとできないんだけどというふうに、芝生の管理の都合上、業者から頼まれれば、それは監督者がいて、確かに今日芝刈りしなきゃいけないから、今日の午後は無料開放できないとかいうので、その委託業者と相談しながら、予約が取れる時間、あるいは、無料開放ができる時間をうまく調整しながらやっているわけですが、水戸ホーリーホックがその芝生の維持管理までやるとなると、さっき言ったような理由で、住民に使わせられない時間というのが、増えるおそれもあるから、それはちゃんと利害関係が違う、町、それから芝生のプロである芝生の委託管理業者、それから利用者であるホーリーホックというのが、それぞれの役割を持ってあのグラウンドを利用したり、管理しているということです。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） だから、今、鯉淵議員さっき、おっしゃったように、公募の問題、そういうのもありますよ。1年もありますよ。

ただ、そういう問題じゃなくて、その前提として、今、公募をせずに内容をやってきて、この内容も含めてなんですけど、それがじゃ、ホーリーホックできないのかというと、できないわけじゃないですよ。

しかも協定書は800万円もらっているから、ラッキーみたいな顔してますけど、ラッキーでも何でもなくて、税金払っているんですよ。基本的にこの協定書の中でやっていて、見つめているのに、きちっと確認をしておきながら、A面、B面コートをやりながら、やっているにもかかわらず、何で水戸ホーリーホックが芝生管理をすると、中学生が使えなくなるんですか。その根拠はどこにこの協定書に入っているんですか。つまり、先ほど、三村議員がおっしゃったように、信頼関係がまさにそこにあれば、何の問題もないですよ。だって、印鑑を押したペーパーが回ってきて、稟議書回して、21日の文書をつくりました。破棄されたのどうでもいいです。どういうこと。何やっているの、だって、マジで。

真剣にこれは本当のマジな話で、税金を使ってやっているわけですよ。その前の協定書の中身やその内容について、それを精査してやっていこうという中において、使ったって、その全部のクリアできるのはじゃ、ホーリーホックさんお願いしまして、委託でいいじゃないですか。以前は最初のポイントとしては、委託できたはずですよ。

それを何で議論してないんですかということを知っているんです。何でその話し合いをしてないんですかということを知ったんです。

○議長（小唄 孝君） 町長、片方は町民グラウンド、片方はホーリーホックが専用グラウンドだという話だから、そこら辺でちゃんと説明してください。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちゃんと、よく読んでほしいんですけども、そのホーリーホック専用じゃなくて、ホーリーホックが優先的に予約できるわけです。手前については。ですから、ホーリーホックが使っていないときは、常北中の中学生も手前のグラウンドを使っていますよ、あるいは、高齢者のグラウンドゴルフ大会で、ホーリーホックが優先的に予約できるグラウンドもグラウンドゴルフで実際使っています。

それは、あくまでホーリーホックのものではなくて、予約管理は町がやっているんですけども、優先的に予約できるというだけのことなんです、手前のグラウンドについては。

それと、指定管理者の件というのは別で、指定管理者等になると、予約管理自体を全部その人がやっちゃうわけですよ。利用者として予約するんじゃないで。ここのこの意味は全然違うので、ぜひ、分けて、優先的に予約ができる人と、その管理者というのは、立場が全然違うので、それ、一緒にしないでいただきたいということ。それから、指定管理者について、非公募でやる場合、通常、一民間企業に公募しないで、指定管理出すということはないと思うんですね。会社、どこの町村でも町でつくった施設を町が出資した、村長とか町長が社長を務める会社だから、非公募で指定管理できるわけだ。いわば公共事業の一体だから、結局、町が直営しているのとほとんど変わらないけど、指定管理制度にしたほうが収入と支出の管理等が民間企業的な管理が導入できるので、何で直営じゃなくて、町長が社長とか、理事長を務める指定管理者に投げるのかというのは、直営、町直営でありながら、民間企業的にある程度の収支管理ができるということがよいところであるので、ホーリーホックにも指定管理者、やるとすれば、次以降、5年間とかの一般公募の中で、この人にやらせるのがベストというふうにみんなが判断すれば、水戸ホーリーホックに指定管理は出すこともあると思いますが、こういう短期間で特定の委託をする場合は、町長が代表を務めるような町の一部機関の場合のみ、通常、認められるんじゃないかと思っています。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 要は内々でうまく調整できるから、開発公社にしましたということでもいいと思うんですね。結論から言えば。それでいいと思うんですよ。

私が指定管理にする云々というよりも、芝生の維持管理業務を委託してもいいんじゃないかと言っているだけなんです。そもそも論として。

なぜならば、協定書に書いてある全ての内容については、きちっと分けられている内容だから、それを指定管理するから、全体、いわば管理と、その運営と、それが一緒くたに

しているような話ですが、きちっとその協定書を見直したところで、業務の委託の管理をさせることは、何ら問題ないですね、逆に、じゃあ、そういうことになれば。

だって、プロなんですから、彼らの職場環境を税金を使って、維持管理してあげているのは、城里町。なぜならば、その職場環境について、きちっと管理をしてもらう、つまり、800万円という金も含めて。その協定書の中でも、つくられています、600万円相当のユニフォームの何か、600万円相当の何かロゴですか、名前入っていると書いてありますけど、それを踏まえたところで、今回の21日に協定書を結んだ内容がまさに今回の13号議案の中に盛り込まれている。関連として、協定を結んでいるわけなんですけど、いまいち、その整合性もわからないし、何の意味で協定書を結んでいるのかわからないし、内容がよくわからないですよ。

その、何でも論として、2年間もあって、時間がないんじゃないかと、今まで2年間ずっとあったわけですよ。それを、金の問題もそうだし、税金の使い方もそうだし、様々あったわけで、それなのに、協定書は先ほど、三村議員もおっしゃったように、信頼関係の中で、いかに、どのように誰がいつどこでつくったのか、その内容がはっきり明確になっていないことこそが問題だという指摘をしているんです。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） いろいろ話が飛んでいますけども、芝刈り業務の委託業務、町が発注するときには、それは、造園業とかの免許を持っている人にじゃないと、委託できないですよ。

それは、ホーリーホックやっても、自分で芝刈りをやるわけじゃないから、一括下請で流すだけになっちゃいますから、それは、ホーリーホックに委託とかできないと思うんですよ。

指定管理ということであれば、単に管理を委託するだけじゃなくて、予約管理とか、あるいは、そのグラウンドを使った営業の企画とかが含まれるので、それは指定管理制度としては、指定管理者はそういう包括的な業務を受けて、芝刈りについては、専門業者に再委託することができるわけですが、先ほど申し上げたとおり、ホーリーホックに指定管理者とする、一民間企業である水戸ホーリーホックに突然、1社指定で指定管理に出すというのは通常できないというふうに思います。

ですから、指定管理に出すとすれば、私が理事長を務める開発公社になるし、逆に、指定管理にしないで、通常の委託業務の発注という形にすると、今度はやはり、それぞれの業務、造園業とか、建設業とか、それぞれの業種に登録しているところに対して、との契約という形になりますから、水戸ホーリーホックに草刈りだけを委託するというやり方というのは難しいんじゃないかというふうに思います。

○議長（小唄 孝君） 町長、AとBの芝の管理を2つに分けられるのか、分けたらいい

んでしょうって河原井議員が言っているんだけど、1つはホーリーホックで片方は町民のやつが、2つ認める、やっているから、おかしいんですよって、それはばらばらに、2つに分けたらいいでしょうと言ってるんだけど、そこら辺、ちょっと答えてやってください。

○町長（上遠野 修君） 芝刈りの機械とか、大きな機械で一列になって、刈り込みを行ってきますので、こっから半分は違う芝、こっから半分は違う芝というのは、通常手間がかかってしまって、好ましくないかと思えます。

また、ご利用いただいている中学生等も、やっぱり、三角グラウンドじゃなくて、やっぱりアツマーレの芝っていうのが、本当にプロの使うような同じようなところでできるということに、喜びを感じていただいておりますので、半分だけ質を落とすような管理というのは、アツマーレをつくった趣旨からも、また、地下埋設の地上スプリンクラーとか、2面とも良好な芝管理ができることを前提とした設計や施工が行われていますので、今になって、半分だけは芝の管理の質を落とすというのは通常考えられないんじゃないかと思えます。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 芝生の管理を落とすとか落とさないとか、誰がそんなことを言っているんですか、誰がそんな判断をしているんですか。わけのわからないことはやめてほしい。

結局のところは、じゃ、どのような割合で使っているのかということも大事になってきますよね、そうしたら。そこまで言えば、そこは今、今日はあえて言いませんが、結局のところ、じゃあ、その税金を使った維持管理について、いや、費用対効果について、さらには、その比率について、どのような話し合いがなされているのか。協定書には全く見えてこない。要は町が単独で、常緑に維持をするということは、約束されている、確約されているわけですよ。そこがやや、ちょっと難しくなってますよねと、今後。なぜならば、ある一定の期間において、あそこは直さなきゃいけないんですよ。また、あの芝生の、天然芝ですね、約5年で中間で補修、それから、10年後には、完全にあそこは張り替えるんですね。そのときの金額は億単位なんです。そこを考えたときに、城里町がいつまでも天然芝でやっていくというのはなかなか難しくなってくる。であるならば、そこら辺のスポンサーとしての役割だけじゃなく、民間企業からのお金を入れてもらえるような仕組みをつくるのが前提だということなんですよ。

開発公社だからできるという話でしたけど、そうじゃないですよ。だって、そのプランニングや、全てのお金のやり取りについて、税金をまず入れることを前提にしている、お金をまず決めている。これは1年契約でしょう。プラス、その代わりに、その2年後や、その後のプランニングはじゃあどうなっているのかという、この過去2年間において、一切議論がなされていない。協定書の見直しもなされていない。今回、初めてですよ。その中のペーパーのやり取りをして、信頼関係が見えてこない。じゃあ、一体どうなっている

のかなということなんですね。これについては、話長くなりますから、終わりにしますけど、分かりました。以上、話としては分かりました。ありがとうございます。終わりにします。

○議長（小坏 孝君） 次に進んでよろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 続いて、議案第14号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 議案第14号をごらん願います。

議案第14号 町道路線の認定についてであります。道路法第8条の規定により、大字石塚地内の南団地建て替え事業に伴う4路線及び町道1033号線と町道1034号線を結ぶ1路線を町道路線として認定するものです。

以上議案第14号についてご説明いたしました。位置等の詳細につきましては、説明資料の1ページから6ページをごらん願います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） これより議案第14号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 続いて、議案第15号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 議案第15号をご覧願います。

議案第15号 公の施設の広域利用に関する協議につきまして、ご説明申し上げます。公の施設の広域利用に関する協議についてであります。県央地域首長懇話会構成9市町村の広域連携事業により、広域利用に指定する公の施設につきまして、今回、変更が生じたため、地方自治法第244条の3、第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるため、提案するものであります。

変更内容であります。5ページをご覧願います。

中段の茨城町において、施設名フォレストぬまさきグラウンド、所在地が茨城町大字宮ヶ崎1443番地の施設を追加するものであります。

以上議案第15号に関する説明を申し上げます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坏 孝君） これより議案第15号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 続いて、議案第16号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 議案第16号 令和元年度城里町一般会計補正書をご覧願います。

議案第16号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億5,275万5,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ112億8,021万4,000円とするものです。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず歳入であります。

1款町税、1項町民税であります。既定額から500万円を減額するものです。法人町民税現年課税分の収入見込み減により、減額するものです。

3項軽自動車であります。既定額に300万円を追加するものです。現年課税分の収入見込み増により追加するものです。

4項町たばこ税であります。既定額から900万円を減額するものです。現年課税分の収入見込み減により減額するものです。

5項入湯税であります。既定額から280万円を減額するものです。現年課税分の収入見込み減により減額するものです。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税であります。既定額に58万2,000円を追加するものです。森林環境譲与税の収入見込み増により追加するものです。

6款1項地方消費税交付金であります。既定額から107万6,000円を減額するものです。交付額決定により減額するものです。

12款1項地方交付税であります。既定額に6,330万7,000円を追加するものです。震災復興特別交付税の収入見込み増に伴い、追加するものです。

14款分担金及び負担金、1項負担金であります。既定額から136万9,000円を減額するものです。民生費負担金で老人ホーム入所者負担金の収入見込み減により減額するものです。

15款使用料及び手数料、1項使用料であります。既定額に214万7,000円を追加するものです。総務使用料について、町民センター使用料の収入見込み減による減額、行政財産使用料の収入見込み増に伴い追加し、土木使用料については、過年度分の町営住宅使用料の収入見込み増に伴い追加するものです。

2項手数料であります。既定額から11万4,000円を減額するものです。衛生手数料で犬の登録すね、鑑札交付手数料の収入見込み減により減額するものです。

16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額に1,257万2,000円を追加するものです。民生費国庫負担金で介護保険事業負担金等の交付見込み額の増により追加し、国民健康保険事業負担金等の交付見込みの額の減に伴い減額するものです。

2 項国庫補助金であります。既定額から826万1,000円を減額するものです。主なものは教育費国庫補助金で公立社会教育施設災害復旧事業補助金等を追加し、商工費国庫補助金でプレミアム付商品券事業費補助金等の確定に伴い減額するものです。

17款県支出金、1 項県負担金であります。既定額から2,533万7,000円を減額するものです。主なものは民生費県負担金で障害者福祉費負担金等の交付見込みの増により追加し、児童福祉費負担金等の交付見込み減に伴い減額し、災害救助費県負担金で災害救助費繰替支弁費交付金の交付見込み減に伴い減額するものです。

2 項県補助金であります。既定額に8万1,000円を追加するものです。主なものは、民生費県補助金で児童福祉費補助金等を追加し、教育費県補助金で保健体育費補助金、茨城国体会場地市町村運営交付金等の交付減に伴い減額するものです。

3 ページになります。

3 項委託金であります。既定額から31万1,000円を減額するものです。総務費委託金で参議院議員選挙費委託金の交付決定に伴い減額するものです。

18款財産収入、1 項財産運用収入であります。既定額から49万9,000円を減額するものです。財産貸付収入で土地貸付収入の収入見込み減に伴い減額するものです。

2 項財産売却収入であります。既定額に438万8,000円を追加するものです。法定外道路等の売却、不動産売却収入を追加し、物品売却収入の収入見込み減に伴い減額するものです。

19款1 項寄附金であります。既定額に368万5,000円を追加するものです。主に災害復旧寄附金で台風19号による町に対する各団体様等からの寄附金を追加するものです。

20款繰入金、2 項基金繰入金であります。既定額から1億8,437万9,000円を減額するものです。ふるさと応援基金繰入金を追加し、主に財政調整基金繰入金を減額するものです。各種事業の財源といたしまして、基金繰入れにより対応しておりますが、財源確保ができたため、それぞれ減額するものです。

22款諸収入、3 項貸付金元利収入であります。既定額から70万円を減額するものです。高額療養費貸付金事業の実績減により減額するものです。

5 項雑入であります。既定額に2,073万4,000円を追加するものです。主なものは雑入のうち、確定により後期高齢者医療用給付費負担金過年度精算金等を追加し、給食事業収入で学校給食費現年分等を減額するものです。

23款1 項町債であります。既定額から1億2,440万円を減額するものです。

災害復旧費事業債で主に災害対策債等を追加し、総務債で町道改良事業等の合併特例事業債、単独災害復旧事業債、民生債で社会福祉債を減額するものです。

続きまして、4 ページをお開き願います。歳出であります。

1 款1 項議会費であります。既定額から47万4,000円を減額するものです。人件費を追加し、物件費を減額するものです。

2 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額から1,557万5,000円を減額するものです。主なものは企画費で、個人番号カード交付事業負担金を追加し、一般管理費等で人件費、物件費を減額するものです。

2 項徴税費であります。既定額から637万円を減額するものです。主なものは税務総務費で人件費を減額し、賦課徴収費で役務費等を減額するものです。

3 項戸籍住民基本台帳費であります。既定額から272万3,000円を減額するものです。人件費等を減額するものです。

4 項選挙費であります。既定額から142万6,000円を減額するものです。参議院議員選挙の事業確定に伴う物件費も減額するものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費であります。既定額から2,077万2,000円を減額するものです。主なものは障害福祉費で自立支援給付費等の増により扶助費を追加し、社会福祉総務費で国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金等を減額するものです。

2 項児童福祉費であります。既定額から1,024万3,000円を減額するものです。主なものは保育所費で保育所及び認定こども園の施設型給付費等を事業確定により減額するものです。

3 項災害救助費であります。既定額から1,249万5,000円を減額するものです。台風19号による被災者住宅応急修理業務委託料を事業費確定により減額するものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費であります。既定額から1,021万5,000円を減額するものです。主なものは予防費で、予防接種事業委託料、保健福祉センター費で福祉センター改修工事の事業確定により、工事請負費等を減額するものです。

2 項清掃費であります。既定額から1,045万8,000円を減額するものです。主なものは塵芥処理費で需用費、焼却設備保守点検委託料等を減額するものです。

3 項上水道費であります。既定額から809万4,000円を減額するものです。確定見込みにより水道事業会計への補助金を減額するものです。

4 項下水道費であります。既定額から239万5,000円を減額するものです。合併処理浄化槽設置事業費等で確定により補助金を減額するものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費であります。既定額から1,109万8,000円を減額するものです。主なものは、農業委員会費で成果実績により農業委員会委員等の報酬、農業振興費で鳥獣保護見込み増により、鳥獣捕獲等奨励金等を追加し、農業振興費で地域おこし協力隊の報酬等を減額するものです。

2 項林業費であります。既定額に58万2,000円を追加するものです。林業振興費で、森林環境譲与税基金を追加するものです。

6 款 1 項商工費であります。既定額から8,790万4,000円を減額するものです。主なものは、観光施設費でホールの湯源泉湯ポンプ交換工事や、山びこの郷解体工事及び商工振興費で、プレミアム付商品券発行事業の確定により、工事請負費や補助金等を減額する

ものです。

続きまして、4ページの下から5ページになりますが、7款土木費、1項土木管理費がありますが、既定額から92万8,000円を減額するものです。人件費を追加し、委託料等を事業確定により減額するものです。

2項道路橋梁費であります。既定額から1,723万円を減額するものです。主なものは道路新設改良費で町道改良に伴う移転費、補償費、物件費等の事業確定により減額するものです。

3項河川費であります。既定額から45万円を減額するものです。河川総務費で河川愛護会報償金を確定により減額するものです。

4項都市計画費であります。既定額に1,702万2,000円を追加するものです。主なものは都市計画総務費、都市計画再検討調査委託料等を減額し、公共下水道費で公共下水道事業特別会計の繰出金を追加するものです。

5項住宅費であります。既定額から2,052万1,000円を減額するものです。主なものは住宅建設費で事業費確定により基本設計委託料等を減額するものです。

8款1項消防費であります。既定額から151万6,000円を減額するものです。主なものは、非常備消防費で、消防団員退職報償金等を追加し、特別旅費等を減額するものです。

9款教育費、1項教育総務費であります。既定額から122万円を減額するものです。報酬を追加し、人件費及び補助金等を減額するものです。

2項小学校費であります。既定額から764万6,000円を減額するものです。主なものは教育振興費で、パソコンリース料等を減額するものです。

3項中学校費であります。既定額から495万9,000円を減額するものです。主なものは、教育振興費で部活動大会出場補助金を追加し、パソコンリース料等を減額するものです。

4項社会教育費であります。既定額から1,129万8,000円を減額するものです。主なものはコミュニティセンター費で、事業費の確定により施設改修費等を減額するものです。

5項保健体育費であります。既定額から434万8,000円を減額するものです。学校給食センター費で人件費等を減額するものです。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費であります。農地農業用施設災害復旧費で、財源内訳の補正を行うものであります。

2項公共土木施設災害復旧費であります。公共土木施設災害復旧費で道路橋梁災害復旧費及び河川災害復旧費について、財源内訳の補正を行うものであります。

3項文教施設災害復旧費であります。社会体育施設災害復旧費で財源内訳の補正を行うものであります。

4項その他公共施設・公有施設災害復旧費であります。観光施設災害復旧費で財源内訳の補正を行うものであります。

11款1項公債費であります。利子で財源内訳の補正を行うものであります。

続きまして、6ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費であります。3款民生費から11ページ10款災害復旧費まで64事業、10億4,919万円の翌年度に使用できる経費について繰越しをするものです。

続きまして、12ページをお願いいたします。

第3表、継続費補正であります。4款衛生費、2項清掃費におきまして、事業名が新ごみ処理施設建設事業では3カ年の総額で30億9,128万5,000円を見込んでおります。年割額としましては、平成30年度に1億1,100万円、令和元年度に9億5,400万円、令和2年度に20億2,628万5,000円を見込んでおります。新ごみ処理施設用地造成事業では、2カ年の総額で4,555万5,000円を見込んでおります。年割額としましては、平成30年度に3,800万円、令和元年度に755万5,000円を見込んでおります。衛生センター延命化事業では2カ年の総額で5億2,286万9,000円を見込んでおります。年割額としましては、令和元年度に2億2,300万円、令和2年度に2億9,986万9,000円を見込んでおります。

続きまして、13ページをご覧ください。

第4表、地方債補正であります。合併特例事業につきましては、主に総務債で町道改良事業等の合併特例事業債等を9,700万円等を減額し、過疎対策事業につきましては、町道19号真端線改良事業、120万円を減額し、災害復旧事業につきましては、災害対策債7,900万円等を追加し、単独災害復旧事業債1億650万円等を減額するものです。災害援護資金貸付事業につきましては、社会福祉債、災害援護資金850万円を減額するものです。総額では1億2,440万円を減額し、14億1,252万7,000円とするものです。

以上が、議案第16号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第10号）の説明ですが、詳細につきましては、14ページから42ページの事項別明細書、給与費明細書となっております。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坪 孝君） これより議案第16号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 一般会計補正予算、大分減額になりました。

この減額されたことで、次年度にどのように生かしたいというか、生かしているのか、お伺いいたします。全体的に比べて、一つ一つじゃなくて、全体で、減ったことに対して、次年度にどのように生かすのか教えてください。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回、3月になりまして、大体予算の執行状況が見えてきまして、不用となった額等を落とさせていただきました。

議会からお認めいただいた予算につきまして、入札等でお認めいただいた金額をはるかに下回る金額で落札されるなどの理由で、こうして不用額も発生します。また、予算確保のときには、通常、予定価格満額で予算請求するものですから、年度末になると、数%余るのは通常のことなんです。

これからも適切な予算執行に努めてまいりたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これからということで、どのように次年度にこの減額した金額が活かされるのかを聞いているんです。全体的に、ちょっと。分かりませんか、次年度の予算が増えているから、こういうことを聞くんですけれども、次年度の全体の歳入歳出の予算とかそういうものが、いろいろ減っているのにもかかわらず、次年度がまだ増えているというのを。それで次年度にどのように活かすのかを教えてほしいということだけです。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 毎年、不用となる金額が発生しておりますので、予算査定におきまして、予算要求が過大とならないよう今後生かしていきたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 具体的にはどうこうするとか、そういうようなことでは考えてはいないということですね。

○議長（小唄 孝君） 財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 今の説明は精算という形で減額補正になっていきますけれども、追加もあるわけなんです。当然この内容というのは、財務課では毎年、1か月ないし2か月かけまして、各課との査定を行いまして、実績を基にしたものとか、来年度見積もりをもらったものとか、様々な角度で来年度に向けた査定を行っているわけなんです。実際、この補正予算もその1つの参考資料として来年度に生かしているという状況であります。そういう中では、例えば、補助金をもらえるようになった、交付税、交付金がもらえるようになった、あとはそういう中で財政調整基金を見込んでいましたけれども、その辺は財政調整基金を減額する、そういうような大まかですけども、来年度に向けた参考資料としては当然生かしているのは間違いないです。

以上です。

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第17号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 議案第17号 城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）をご用意いたします。

議案第17号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第3号）についてご説明申し上げます。

1ページをご覧願います。

第1条であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,242万1,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ23億6,241万3,000円とするものです。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入についてご説明いたします。

1款1項国民健康保険税であります。既定額に1,826万2,000円を追加するものです。保険税の収納見込み額を勘案しまして、一般被保険者国民健康保険税2,062万4,000円を追加し、退職被保険者等国民健康保険税236万2,000円を減額するものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料であります。既定額から10万円を減額するものです。収入済額を踏まえ、督促手数料を減額するものです。

3款国庫支出金、1項国庫補助金であります。既定額に1万9,000円を追加するものです。

4款県支出金、1項県補助金であります。既定額に2,703万7,000円を追加するものです。交付金の確定により普通交付金2,870万円を追加し、保険者努力支援分及び特定健康診査負担金166万3,000円を減額するものです。

6款繰入金、1項他会計繰入金であります。既定額から1,259万5,000円を減額するものです。事業確定見込みにより財政安定化支援事業繰入金を追加し、保険基盤安定繰入金等を減額するものであります。

2項基金繰入金であります。既定額から2,000万円を増額するものです。緊急的な支払いがなかったことにより、減額するものであります。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料であります。既定額に284万3,000円を追加するものです。収入済額を踏まえて、一般被保険者延滞金を追加するものです。

3項雑入であります。既定額に695万5,000円を追加するものです。収入済額を踏まえて、主に療養給付費等交付金を追加するものであります。

3ページをご覧ください。

続きまして、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費であります。既定額から187万6,000円を減額するものです。事業費確定見込みによる人件費の減額であります。

2款保険給付費、1項療養諸費であります。既定額に1,770万円を追加するものです。事業費確定見込みにより追加するものです。

2項高額療養費であります。既定額に1,100万円を追加するものです。事業費確定見込みにより追加するものです。

4項出産育児諸費であります。既定額から588万円を減額するものです。事業確定見込みによる減額であります。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分であります。既定額から1 億1,450万7,000円を減額するものです。事業費確定見込みによる減額であります。

2 項後期高齢者支援金等分であります。既定額から370万円を減額するものであります。事業費確定見込みによる減額であります。

5 款保健事業費、1 項保健事業費であります。既定額から70万円を減額するものであります。事業費確定見込みによる減額であります。

2 項特定健康診査等事業費であります。既定額から70万円を減額するものであります。事業費確定見込みによる減額であります。

6 款基金積立金、1 項基金積立金であります。既定額に1 億2,000万円を追加するものです。平成30年度及び元年度の激変緩和前倒し分を緊急的な支払いに備え積み立てているものであります。

8 款諸支出金、3 項繰出金であります。既定額に108万4,000円を追加するものです。

以上令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第3号）について、ご説明させていただきました。

詳細につきましては、4 ページから12ページの補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、13ページをご覧ください。

令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第3号）についてご説明を申し上げます。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ480万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2 億974万8,000円とするものです。

14ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正であります。まず歳入についてご説明いたします。

1 款診療収入、1 項外来収入であります。既定額から589万円を減額するものです。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金であります。既定額に108万4,000円を追加するものです。事業費の確定見込みにより追加するものです。

続いて、歳出であります。

1 款総務費、1 項施設管理費であります。既定額から169万6,000円を減額するものです。事業費確定見込みにより人件費及び物件費を減額するものであります。

2 款1 項医業費であります。既定額から311万円を減額するものです。事業費の確定見込みにより消耗機材費、衛生材料費及び諸検査委託費を減額するものであります。

以上令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第3号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、15ページから19ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第17号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今回、基金の積立てが1億2,000万円、これは激変緩和の前倒しという説明がありました。緊急的支払いの見込みということで、1億2,000万円入れたということ、歳出されているということなんですが、基金の積立てというか、基金の積立ては、これからどのぐらいの金額を想定しているか、どのぐらいあれば納得できる金額なのか、具体的な何かあれば教えてほしいんですけども。

○議長（小唄 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） まず、額についてであります。額については、多ければ多いほうがいいというのは当然の話なんです。激変緩和の前倒し分につきましては、毎年6,000万円ほど積立てが可能ですので、全体で大体9億円ぐらいの積立てになるかと思えます。

それを現在も激変緩和分は受けておりますので、それで、現在の保険税を維持できているというようなことで、それが終わった後に、保険税が急激に上がるような場合に、必要な額を切り崩して使っていくというような形になります。

その見込み、試算という点でございますが、それは重要なことだとは思っておりますが、まだ、現在、どのぐらいずつ使うとか、そういうものはまだ計算、試算しておりませんので、今後、試算していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） お答えできればいいんですが、現在の保険の金額というか、基金はどのぐらい積み立ててあるのか、お聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

ただいま、正確な数字はちょっと持ち合わせておりませんが、1億3,000万円ぐらいは基金のほうあったように記憶しております。

○4番（藤咲芙美子君） 1億3,000万円。

○議長（小唄 孝君） じゃ、後で正しい数字。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第18号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 議案第18号 城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）をご用意いたします。

議案第18号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条であります。予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,061万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億1,593万4,000円とするものです。

2 ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正であります。歳入についてご説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料であります。既定額から402万4,000円を減額するものです。収納見込額を勘案しまして、特別徴収分1,836万4,000円と、滞納繰越分22万4,000円を減額し、普通徴収保険料1,456万4,000円を追加するものです。

3款繰入金、1項他会計繰入金であります。既定額から659万円を減額するものです。広域連合納付金の確定により、保険基盤安定繰入金を減額するものです。

続きまして、歳出であります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金であります。既定額から1,061万4,000円を減額するものです。広域連合納付金の確定により、減額するものでございます。

以上、令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明させていただきました。詳細につきましては、3ページから4ページの補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第18号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第19号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 議案第19号 令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第3号）についてご説明申し上げます。

第1ページをお願いいたします。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,096万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ22億5,863万円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、初めに歳入になります。

1款保険料、1項介護保険料、既定額に813万7,000円を追加するものです。第1号被保険者保険料の見込み増によるものです。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、既定額に644万4,000円を追加するものです。給付費に係る介護給付費国庫負担金の見込み増によるものです。

同じく、2項国庫補助金、既定額から、1,309万2,000円を減額するものです。主に、介護給付費調整交付金等の確定によるものです。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、既定額に1,666万7,000円を追加するものです。主に、介護給付費支払基金交付金の追加交付によるものです。

5款県支出金、1項県負担金、既定額に535万5,000円を追加するものです。介護給付費県負担金の見込み増によるものです。

同じく、2項県補助金、既定額に12万7,000円を追加するものです。地域支援事業交付金の見込み増によるものです。

7款繰入金、1項他会計繰入金、既定額に1,091万3,000円を追加するものです。主に、介護給付費繰入金及び制度改正に伴います低所得者保険料軽減繰入金等の増によるものです。

同じく、2項基金繰入金、既定額に3,484万7,000円を追加するものです。給付費の増に伴いまして、収支分を繰り入れるものになります。

同じく、3項介護サービス事業繰入金、既定額に156万7,000円を追加するものです。地域支援事業の確定見込みによるものです。

3ページをお願いいたします。

続いて、歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費、既定額から1,020万9,000円を減額するものです。人件費等の見込み減によるものです。

2款保健給付費、1項介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費として、主に支払基金交付金の増に伴いまして、一般財源分を減額し、特定財源に組み入れたもの、3,484万7,000円、そのほか、介護保険サービス給付費として、既定額に6,600万円を追加するものです。追加分は主に施設介護サービス給付費等の増によるものです。

同じく3項高額介護サービス等費、既定額に420万円を追加するものです。高額介護サービス費等の増額見込みによるものです。

同じく5項特定入所者介護サービス等費、既定額に1,000万円を追加するものです。特定入所者介護サービス費等の見込み増によるものです。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、既定額に185万1,000円を追加するものです。主に、地域支援事業費に係る負担金の増見込みによるものです。

同じく2項一般介護予防事業費、既定額から100万円を減額するものです。介護予防事業等の事業確定見込み、そのほか、委託費の減見込みによるものです。

同じく3項包括的支援事業及び任意事業費、既定額に12万3,000円を追加するものです。人件費等の増見込みによるものです。

以上、令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第3号）につき、ご説明いたしました。詳細につきましては、4ページから11ページの歳入歳出補正予算事項

別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと思います。

続きまして、13ページをお願いいたします。

令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第2号）についてご説明申し上げます。

第1条予算の総額に歳入歳出それぞれ40万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ502万5,000円とするものです。

14ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、初めに歳入になります。第1款サービス収入、1項予防給付費収入、既定額に40万3,000円を追加するものです。介護予防サービス事業計画費収入の見込み増によるものです。

続いて、歳出になります。

1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、既定額から116万4,000円を減額するものです。人件費等の見込み減によるものです。

2款諸支出金、1項繰出金、既定額に156万7,000円を追加するものです。事業確定見込みにより、差額分を保険事業勘定へ繰り出すものになります。

以上、令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第2号）についてご説明いたしました。詳細につきましては、15ページから17ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小塚 孝君） これより議案第19号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小塚 孝君） 続いて、議案第20号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第20号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億8,157万5,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ13億5,150万4,000円とするものです。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正についてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金ですが、既定額に160万円を追加するものです。負担金収入の実績を勘案しまして、追加するものです。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料ですが、既定額に300万円を追加するものです。使用料収入の実績を勘案しまして、追加するものです。

3 款国庫支出金、2 項国庫負担金ですが、既定額から1億5,104万1,000円を減額するものです。災害復旧事業費確定により、国からの負担金を減額するものです。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金ですが、既定額に2,081万6,000円を増額するものです。事業費確定により一般会計からの繰入金を増額するものです。

7 款諸収入、1 項雑入ですが、既定額に612万8,000円を増額するものです。26年度消費税更正により還付されたことにより追加するものです。

8 款1 項町債ですが、既定額から6,144万8,000円を減額するものです。災害需用費確定により減額するものです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

1 款1 項下水道事業費ですが、既定額から3,304万8,000円を減額するものです。

事業確定により下水道維持管理費で、2,256万円、下水道整備事業費で1,048万8,000円を減額するものです。

4 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費ですが、既定額から1億4,852万7,000円を減額するものです。災害復旧事業費の確定によるものでございます。

3 ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費につきましては、流域地区下水道整備事業費、那珂久慈流域下水道事業建設負担金及び那珂久慈ブロック広域汚泥処理建設負担金の一部及び災害復旧費の事業分を翌年度に繰り越すものです。

4 ページをご覧ください。

第3表、地方債の補正につきましては、特定環境保全公共下水道事業公営企業会計適用債及び災害復旧事業の限度額を1億1,975万2,000円に変更するものです。事業費確定により減額するものです。

以上、令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては、5 ページから10ページまでの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第20号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第21号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第21号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ578万1,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ2億7,950万円とするものです。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正についてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、既定額から300万円を減額するものです。使用料収入の実績を勘案しまして、減額するものです。

4款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、既定額から158万1,000円を減額するものです。人件費及び事業費の確定に伴い、繰入金を減額するものです。

7款町債、1項町債につきましては、既定額から120万円を減額するものです。事業費の確定に伴い、借入金を減額するものです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

1款1項農業集落排水事業費ですが、既定額から578万1,000円を減額するものです。

事業費の確定に伴い減額するものです。

3ページをご覧ください。

第3表、地方債の補正につきましては、公営企業会計適用債の限度額を140万円に変更するものです。事業費確定により減額するものです。

以上、令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、4ページから7ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） これより議案第21号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第22号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 議案第22号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算書をご覧ください。

議案第22号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条は総則ですので、第2条収益的収入及び支出からご説明いたします。

第2条、令和元年度城里町水道事業会計予算、第2条に定めました収益的収入と支出の予定額を補正するものです。収入、支出の既決予定額からそれぞれ2,487万8,000円を減額

いたしまして、予定額を7億652万8,000円とするものです。

収入につきましては、1款水道事業収益、1項営業収益1,759万1,000円の減額であります。受託工事収益、水道料金等の減によるものです。

2項営業外収益728万7,000円の減であります。一般会計補助金の減によるものです。

支出につきましては、1款水道事業費用、1項営業費用2,487万8,000円の減額であります。施設の工事完了によります固定資産の振替に伴う減価償却費の増がありますが、原水及び浄水費の動力費及び修繕費、配水及び給水費の工事請負費、受託工事費の設計委託料、工事請負費、総係費の人件費及び委託料の減によるものです。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出であります。

第3条、予算第4条に定めました資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額3億7,406万7,000円を3億4,985万円に改めまして、資本的支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、1款資本的収入の既決予定額から268万6,000円を減額いたしまして、予定額を1,711万9,000円とするものです。内容につきましては、一般会計補助金及び負担金の減によるものです。

支出につきましては、1款資本的支出の既決予定額から2,690万3,000円を減額いたしまして、予定額を3億6,696万9,000円とするものです。内容につきましては、1項建設改良費の減額であります。施設の施設の新設及び更新等に伴う設計委託料、工事請負費、補償費並びに量水器購入の減によるものです。

以上、令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）の概要につきましてご説明申し上げます。

詳細につきましては4ページから9ページの補正予算実施計画明細書、給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第22号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ここで、暫時休憩いたします。

2時40分から会議を再開いたします。

午後 2時21分休憩

午後 2時40分再開

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、議案第23号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 別冊令和2年度城里町一般会計予算書をご覧ください。

議案第23号 令和2年度城里町一般会計予算書についてご説明申し上げます。

予算書の3ページをお開き願います。

1 ページです。

第1条、一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ125億700万円とするものです。

第2条、継続費につきましては、経費を負担することができる費目、事業名、総額、年度及び年割額をお示しするものです。

第3条、債務負担行為につきましては、債務を負担することができる事項、期間及び限度額をお示しするものです。

第4条、地方債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をお示しするものです。

第5条、一時借入金は、借入れの最高額を5億円とするものです。

第6条、歳出予算の流用は、各項に計上した人件費の予算に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用を認めるものです。

2 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算であります。

まず、歳入です。

1 款町税、1 項町民税 8 億3,627万5,000円ではありますが、個人・法人町民税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2 項固定資産税 9 億3,361万1,000円ではありますが、土地、家屋、償却資産の現年課税分、滞納繰越分、国有資産等所在市町村交付金を見込んでおります。

3 項軽自動車税8,392万3,000円ではありますが、現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

4 項町たばこ税 1 億1,696万2,000円を見込んでおります。

5 項入湯税、3,104万6,000円を見込んでおります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税3,980万円ではありますが、ガソリンに係る国税の一部で市町村に譲与される額を見込んでおります。

2 項自動車重量譲与税 1 億148万4,000円ではありますが、重量税に係る国税の一部で、市町村に譲与される額を見込んでおります。

3 項森林環境譲与税752万3,000円ではありますが、令和元年度税制改正に伴い森林整備等に必要な地方財源を定期的に確保する観点から森林環境税が創設され、市町村に譲与される額を見込んでおります。

3 款 1 項利子割交付金183万9,000円ではありますが、預金などの利子所得に対する交付金を見込んでおります。

4款1項配当割交付金758万9,000円ではありますが、上場株式の配当などに課税される県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

5款1項株式等譲渡所得割交付金416万4,000円ではありますが、株式等の譲渡をする際に課税される県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

6款1項法人事業税交付金478万6,000円ではありますが、令和元年度税制改正に伴い法人事業税額の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金が適用になり、市町村に交付される額を見込んでおります。

7款1項地方消費税交付金3億6,344万8,000円ではありますが、消費税の一部を財源として県から市町村に交付される額を見込んでおります。

8款1項ゴルフ場利用税交付金5,981万5,000円ではありますが、県が徴収したゴルフ利用税額の一部で、所在市町村に交付される額を見込んでおります。

3ページをお開き願います。

9款1項環境性能割交付金1,589万7,000円ではありますが、消費税引き上げに伴う事業平準化のため、自動車及び軽自動車税の環境性能割臨時的軽減による減収分を見込んでおります。

10款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金74万6,000円ではありますが、七会地区の自衛隊爆破訓練場の固定資産税に相当する額を見込んでおります。

11款1項地方特例交付金780万円ではありますが、国の恒久的減税に伴う地方税の減収の一部を見込んでおります。

12款1項地方交付税45億6,118万3,000円ではありますが、標準的な行政を行うために、一定の基準によって国からの普通交付税32億166万3,000円及び特別交付税13億5,952万円のうち、災害震災復興特別交付税12億952万円を見込んでおります。

13款1項交通安全対策特別交付金213万9,000円ではありますが、道路交通法に定める反則金を原資に道路交通安全施設経費への充当財源として見込んでおります。

14款分担金及び負担金、1項負担金724万3,000円ではありますが、民生費負担金で保育料負担金及び老人ホーム入所者負担金等を見込んでおります。

15款使用料及び手数料、1項使用料8,137万9,000円ではありますが、主なものは土木使用料で、町営住宅使用料等を見込んでおります。

2項手数料4,708万4,000円ではありますが、主なものは衛生手数料でごみ処理手数料等を見込んでおります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金5億7,386万5,000円ではありますが、主なものは民生費国庫負担金、児童福祉費負担金で、施設型給付費負担金、児童手当負担金等を見込んでおります。

2項国庫補助金8億890万7,000円ではありますが、主なものは衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金で一般廃棄物処理施設整備事業費補助金等を見込んでおります。

3 項委託金465万3,000円ではありますが、主なものは民生費委託金で、国民年金事務委託金等を見込んでおります。

17款県支出金、1 項県負担金 3 億4,808万2,000円ではありますが、主なものは民生費県負担金で、児童福祉費負担金及び医療福祉費補助金等を見込んでおります。

2 項県補助金 4 億8,461万7,000円ではありますが、主なものは農林水産業費県補助金、農業振興費補助金で産地パワーアップ事業補助金等を見込んでおります。

4 ページをお開き願います。

3 項委託金4,225万1,000円ではありますが、主なものは総務費委託金、徴税费委託金で個人県民税収取扱費等を見込んでおります。

18款財産収入、1 項財産運用収入559万6,000円ではありますが、主なものは財産貸付収入で、不動産貸付収入等を見込んでおります。

2 項財産売払収入20万2,000円ではありますが、物品売払収入等を見込んでおります。

19款 1 項寄附金750万2,000円ではありますが、主なものはふるさと応援寄附金等を見込んでおります。

20款繰入金、1 項特別会計繰入金については、科目設定のみであります。

2 項基金繰入金 8 億4,277万6,000円ではありますが、各種事業推進の財源確保のために各種基金繰入金を見込んでおります。

21款 1 項繰越金 1 億円を見込んでおります。

22款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料650万2,000円ではありますが、町税の延滞金等を見込んでおります。

2 項預金利子 2 万円を見込んでおります。

3 項貸付金元利収入454万円を見込んでおります。

4 項受託事業収入39万3,000円ではありますが、農業者年金業務委託金を見込んでおります。

5 項雑入 1 億6,880万7,000円ではありますが、主なものは場外車券売場交付金8,244万円等を見込んでおります。

23款 1 項町債17億9,240万円ではありますが、主なものは総務債で、合併特例事業債10億1,020万円等を見込んでおります。自動車税交付金につきましては、制度が廃止され、交付金がなくなるため、皆減となります。

続きまして、5 ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款 1 項議会費 1 億316万円ではありますが、人件費、物件費及び補助費を見込んでおります。

2 款総務費、1 項総務管理費10億8,652万5,000円ではありますが、人件費、物件費等を見込んでおります。主なものは財政管理費で、公共施設整備基金への積立金等を見込んでお

ります。

2 項徴税费 1 億5,463万2,000円ではありますが、人件費、物件費及び補助費等を見込んでおります。主なものは賦課徴収費で、固定資産税電算業務委託料等を見込んでおります。

3 項戸籍住民基本台帳費8,421万3,000円ではありますが、人件費、物件費等を見込んでおります。主なものは戸籍総合システム構築業務委託料等を見込んでおります。

4 項選挙費134万8,000円ではありますが、選挙管理委員会費の人件費、物件費等を見込んでおります。

5 項統計調査費991万7,000円ではありますが、基幹統計調査等に伴う人件費等を見込んでおります。

6 項監査委員費35万8,000円ではありますが、委員報酬等を見込んでおります。

3 款民生費、1 項社会福祉費16億8,375万円ではありますが、人件費、扶助費、繰出金等を見込んでおります。主なものは障害者福祉費の扶助費で、自立支援給付金 3 億4,902万円、介護保険特別会計事業勘定繰出金等を見込んでおります。

2 項児童福祉費 9 億88万7,000円ではありますが、物件費、扶助費及び補助費等を見込んでおります。主なものは保育所費の扶助費で、施設型給付費 3 億9,881万6,000円等を見込んでおります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費 2 億7,931万6,000円ではありますが、人件費、物件費及び補助費等を見込んでおります。主なものは保健衛生費総務費で、国民健康保険特別会計施設勘定繰出金7,124万2,000円等を見込んでおります。

2 項清掃費26億7,975万2,000円ではありますが、人件費、物件費及び普通建設事業費等を見込んでおります。主なものは一般廃棄物処理施設建設費で、新ごみ処理施設建設工事、ごみ処理施設解体工事及びし尿処理施設延命化工事23億4,775万5,000円等を見込んでおります。

3 項上水道費 1 億5,374万7,000円ではありますが、水道事業会計の補助金を見込んでおります。

4 項下水道費401万1,000円ではありますが、主に合併処理浄化槽設置費補助金等を見込んでおります。

5 款農林水産業費、1 項農業費 7 億8,044万9,000円ではありますが、人件費、補助費及び繰出金等を見込んでおります。主なものは農業総務費で、農業集落排水事業特別会計への繰出金 2 億2,331万6,000円、農業振興費で産地パワーアップ事業補助金等を見込んでおります。

2 項林業費1,027万5,000円ではありますが、物件費及び補助金等を見込んでおります。

6 款 1 項商工費 2 億1,349万8,000円ではありますが、物件費、補助費等を見込んでおります。主なものは、道の駅移転基本計画策定委託料1,510万3,000円等を見込んでおります。

6 ページをお開き願います。

7 款土木費、1 項土木管理費8,093万3,000円ではありますが、人件費、物件費及び補助費等を見込んでおります。主なものは道路台帳補正委託料等を見込んでおります。

2 項道路橋梁費 7 億7,523万7,000円ではありますが、物件費及び普通建設事業費 5 億3,040万円等を見込んでおります。主なものは道路新設改良費で、工事請負費 2 億5,000万円等を見込んでおります。

3 項河川費5,974万8,000円ではありますが、普通建設事業費5,900万円等を見込んでおります。

4 項都市計画費 5 億3,041万2,000円ではありますが、人件費、物件費及び繰出金等を見込んでおります。主なものは公共下水道費で、公共下水道事業特別会計の繰出金 5 億157万3,000円等を見込んでおります。

5 項住宅費 2 億5,616万8,000円ではありますが、人件費、物件費及び普通建設事業費等を見込んでおります。主なものは住宅建設費で、公営住宅建設工事8,386万6,000円等を見込んでおります。

8 款 1 項消防費 8 億6,937万5,000円ではありますが、人件費、補助費及び普通建設事業費等を見込んでおります。主なものは水戸市への消防事務負担金 3 億8,102万9,000円及び防災行政無線更新工事費 3 億7,920万3,000円等を見込んでおります。

9 款教育費、1 項教育総務費 1 億8,886万8,000円ではありますが、人件費、物件費及び補助費等を見込んでおります。主なものは事務局費で、高校生通学費補助950万円等を見込んでおります。

2 項小学校費 1 億4,587万1,000円ではありますが、人件費、物件費等を見込んでおります。主なものは学校管理費で、スクールバス運行業務委託3,608万3,000円等を見込んでおります。

3 項中学校費7,822万5,000円ではありますが、人件費、物件費等を見込んでおります。主なものは学校管理費、各中学校工事で桂中学校雨漏り工事等を見込んでおります。

4 項社会教育費 2 億8,224万5,000円ではありますが、人件費、物件費及び普通建設事業費等を見込んでおります。主なものは公民館費で桂公民館トイレ改修工事4,730万円等を見込んでおります。

5 項保健体育費 1 億7,580万2,000円ではありますが、人件費、物件費等を見込んでおります。主なものは学校給食配送業務等を見込んでおります。

10 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費300万9,000円ではありますが、災害復旧工事負担金等を見込んでおります。

2 項公共土木施設災害復旧費4,000円ではありますが、道路橋梁災害復旧費、河川災害復旧費については、科目設定のみであります。

11 款 1 項公債費 9 億526万5,000円ではありますが、元金、利子の償還と一時借入金の利子を見込んでおります。

12款1項予備費1,000万円を見込んでおります。

7ページをごらん願います。

諸支出金、1項普通財産取得費については皆減となります。

8ページをご覧願います。

8ページの第2表継続費であります。経費を負担することができる費目、事業名、総額、年度及び年割額をお示しするものです。

続いて、9ページの第3表債務負担行為であります。債務を負担することができる事項、期間及び限度額を見込み、お示しするものです。

続いて、10ページの第4表地方債であります。起債の目的、限度額等を見込みお示しするものです。

以上、令和2年度当初予算につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては11ページから118ページの事項別明細書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、それから、地方債に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坪 孝君） これより議案第23号に対するご質問をお受けいたします。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ただいま、令和2年度の一般会計予算ということで、ご説明をいただきました。ちょっと見ましたら、これ、地方債が約18億円、約17億9,000万円、町債ですね。支出のほうで、歳出のほうで、公債費が9億円、そうしますと、18億円大体借りて、9億円返すということは、9億円の借金、当然、借金になると思うんですけども、これ、3年間の見てみますと、やはり、毎年30年度が、町債で7億5,000万円、31年度が12億5,000万円、令和2年、今年17億9,000万円ということで、合計で37億9,000万円、公債のほうも30年度から、31年度、令和2年度と、合わせますと、27億2,000万円ということで、この差、10億7,000万円ありますけども、3年間で10億円マイナスしているということなんですけども、そのほかに、繰入金で基金等からも、基金繰り入れ8億円、今回、しておりますけども、財政のほう大丈夫ですか、町長。

ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 大丈夫だというふうに思っております。

その年々の債務の負担と、それから債務の起債とそれから支出のバランスなんですけども、債務の種類によって、例えば合併特例債とか発行したその年は返すのがなくて、何年かたった後返済が始まるようなタイプのものがあったりしますので、その年の起債額と、その年の返す額というのが、必ずしも一致しないものがありますので、そういうことが起こります。

一方で、だから、そういうので、債務残高、一方で、同じ債務でも、様々な起債がある

んですね。例えば、臨時財政対策債とか、一応、交付税で払われるべきものが、払えなかったもので、起債が認められたりするものは、後で起債したのを返すときに、100%交付税で入ってくるので、起債ではあるけど町の負担がないもの、あるいは、災害対策関係とか、合併特例債とか、起債の種類によって、返済するときに何割交付税で戻されるというものがありますので、起債の金額そのものが借金というわけではないんです。それで、じゃあ、債務の残高と、将来入ってくる分とかも加味して、本当の借金の質とは何かというのは、その早期健全化比率に将来負担比率というやつが公開されているんですね。

将来負担比率というのが、そういった起債の種類とか、今持っている貯金である基金の残高とか、全ての今持っている財産と将来発生するであろう収入と支出を加味してどれぐらい将来負担があるのよというのを示した総合指標が将来負担比率というものでして、それが今、城里町は60%、最新の決算数値では六十何%かであります。ちなみに、合併した直後の城里町の将来負担比率は130%か150%か、それぐらいだったと思うんですね。そのときに比べると、相当この10年間で将来負担比率が下がっておりまして、この将来負担比率の水準というのは、例えば、水戸市より城里町のほうが低い、最新の決算数値では、低い水準だったりしますので、そういった意味で、町の財政としては、大丈夫だというふうに考えていただきたいと思います。

ご懸念のとおり、この30年に一度の大事業を今年2つ、衛生センターと環境センターやりますので、今年、将来負担比率は多分、来年度、次の次の決算のときには、恐らく将来負担比率が少し上がると思うんですが、それは、数十年に1回の大事業をやるときは仕方がないことですので、また、今は修繕費が多額に、よく環境センター壊れますので、時々専決処分したりして、何千万円の修繕費がかかりますが、新しくなると、しばらくは壊れにくくなるので、その一般財源で出している修繕費の支出が下がったりとか、そういった効果もありますので、起債が増えて公債費が増えるんですが、修繕費が今度下がっていくとか、いう効果もありますので、問題ないというふうに思っております。

その財政力指数とか、いろんな財政指標が語られるんですが、債務残高とか、結局総務省で地方各自治体が財政的に破綻するかどうかというのの危険水準を判断するための数値って2つありまして、実質公債費比率と、将来負担比率、この2つなんですね。

この2つの指標でその自治体の財政がいいか悪いか、危険があるかないかというのを総務省のほうで判断することになっているんですが、その比率の水準でいきますと、城里町は先ほど言いましたように、それほど高くない水準にありますので、かつ、数十年に一度の大事業が今年と来年で終わろうとしてますので、その後はこれほどの大規模な公共事業は、必ずやらなければいけない大事業というのは今後なくなっていくしますので、そういった数十年に一度の事業を終えて、これぐらいの将来負担比率であれば、町の存続については、心配は要らないというふうに私は思っております。

○議長（小坪 孝君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 確かに、大きな事業をやられますので、その辺はわかってはいるんですけども、ただ、125億円というとき、昨日でしたか、茨城町も出ましたね。茨城町と比べるとやはり、ほぼ同じぐらいの予算ということで、当町はどのぐらいの予算が一般的には理想かというのが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちょっと予算の理想というのはちょっと難しいんですが、巨大事業がない場合は、90億円台に、九十数億円に大体収まるのが通常だと思っております。今年に関しては、二十数億円のごみ処理場と環境センターで二十数億円計上されていますので、それを除くと、九十億円台に納まってくるんですが、何もない定常状態ではそれぐらいの予算規模なのかなと思います。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第24号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 説明に入るまえに、先ほど、藤咲議員よりご質問をいただきました基金の額について、ご報告させていただきます。

平成31年3月末で、1億1,917万4,249円であります。

それでは説明のほうに入らせていただきます。

令和2年度城里町予算書をご用意いたします。

議案第24号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の119ページをご覧ください。

事業勘定予算についてご説明申し上げます。

第1条であります。

国民健康保険特別会計事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ22億6,271万2,000円とするものです。

第2条は、一時借入金（借入れ）の最高額を1億円とするものです。

第3条は、歳出予算の流用につきまして保険給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用とするものです。

120ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1款1項国民健康保険税4億5,194万8,000円ありますが、一般被保険者、退職被保険者の国民健康保険税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料40万1,000円ありますが、督促手数料収入を見込

んでおります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金1,000円ではありますが、科目設定のみであります。

4 款県支出金、1 項県補助金15億9,944万6,000円ではありますが、普通交付金、特別交付金、特別調整交付金、県繰入金、特定健康診査等負担金を見込んでおります。

5 款財産収入、1 項財産運用収入3万6,000円ではありますが、基金積立金利子を見込んでおります。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金1億9,269万4,000円ではありますが、一般会計からの保険基盤安定、職員給与と費等の繰入金を見込んでおります。

2 項基金繰入金1,000円ではありますが、国保支払準備基金からの繰入れのための科目設定のみであります。

7 款1 項繰越金1,000万1,000円ではありますが、療養費等交付金繰越金、前年度繰越金を見込んでおります。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料502万3,000円ではありますが、一般被保険者及び退職被保険者等延滞金、加算金の収入を見込んでおります。

2 項受託事業収入1,000円ではありますが、特定健康診査等受託料収入を見込んでおります。

3 項雑入316万円ではありますが、一般被保険者及び退職被保険者第三者納付金及び特定健康診査等個人負担等収入を見込んでおります。

続きまして、121ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費5,983万4,000円ではありますが、人件費及び電算処理委託料、システム使用料、国保連合会負担金等を見込んでおります。

2 項徴収費627万9,000円ではありますが、国保税電算処理委託料、収納システム使用料等を見込んでおります。

3 項運営協議会費25万5,000円ではありますが、国保運営協議会委員報酬及び国保運営協議会負担金等を見込んでおります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費13億2,989万5,000円ではありますが、一般被保険者、退職被保険者療養給付費及び療養費、審査支払手数料を見込んでおります。

2 項高額療養費1億8,955万6,000円ではありますが、一般被保険者、退職被保険者高額療養費及び高額合算療養費を見込んでおります。

3 項移送費10万円ではありますが、一般、退職被保険者の移送費を見込んでおります。

4 項出産育児諸費630万4,000円ではありますが、15件分を見込んでおります。

5 款葬祭諸費250万円ではありますが、50件分を見込んでおります。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分3億7,600万1,000円ではありますが、一般被保険者医療給付費分、退職者被保険者等医療給付費分を見込んでおります。

2 項後期高齢者支援金等分 1 億2,340万5,000円ではありますが、一般保険者後期高齢者支援金分と退職被保険者等後期高齢者支援金分を見込んでおります。

3 項介護納付金分4,923万6,000円ではありますが、介護納付金分を見込んでおります。

4 款 1 項共同事業拠出金2,000円ではありますが、国民年金受給権者リスト作成経費を見込んでおります。

5 款保健事業費、1 項保健事業費530万9,000円ではありますが、疾病予防事業費の脳ドック、人間ドック、健康教室の委託料を見込んでおります。

2 項特定健康診査等事業費2,891万5,000円ではありますが、特定健康診査委託料及び特定健康診査データ管理システム負担金等を見込んでおります。

6 款 1 項基金積立金6,003万6,000円ではありますが、国民健康保険支払準備基金利子及び積立金を見込んでおります。

7 款 1 項公債費 8 万4,000円ではありますが、一時借入金利子を見込んでおります。

122ページをご覧ください。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金269万7,000円ではありますが、一般、退職被保険者の保険税還付加算金等を見込んでおります。

2 項延滞金1,000円ではありますが、科目設定のみであります。

3 項繰出金1,230万3,000円ではありますが、県から交付されます特別調整交付金の施設勘定への繰出金を見込んでおります。

9 款 1 項予備費ではありますが、1,000万円を計上いたしました。

以上、城里町国民健康保険特別会計事業勘定の予算につきましてご説明させていただきました。

詳細につきましては123ページから146ページまでの事項別明細書、給与費明細書、当該年度以降の支出予定額等に関する調書をご覧くださいと思います。

続きまして、147ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算につきましてご説明申し上げます。

第 1 条であります。

国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億1,403万円とするものです。

第 2 条は一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円とするものです。

148ページをご覧ください。

1 表歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1 款診療収入、1 項外来収入 1 億2,034万8,000円ではありますが、医科、歯科の診療報酬及び一部負担金の現年度、過年度分収入を見込んでおります。

2 項その他の診療収入660万8,000円ではありますが、医科、歯科の諸検査等収入を見込ん

でおります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料28万8,000円ではありますが、医師住宅2棟分の使用料を見込んでおります。

2 項手数料34万7,000円ではありますが、診断書及び介護保険意見書料を見込んでおります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金8,354万5,000円ではありますが、一般会計からの繰入金及び事業勘定により特別調整交付金等の繰入れを見込んでおります。

4 款1 項繰越金150万円ではありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

5 款諸収入、1 項雑入139万4,000円ではありますが、投薬容器、衛生材料費等の売払収入を見込んでおります。

6 款1 項町債、今年度はございません。

149ページをご覧ください。

続きまして、歳出であります。

1 款総務費、1 項施設管理費1 億3,892万2,000円ではありますが、職員の人件費、施設の維持管理費等を見込んでおります。

2 項研究研修費36万3,000円ではありますが、医師の研修旅費及び研修負担金等を見込んでおります。

2 款1 項医業費7,278万1,000円ではありますが、医科、歯科施設の医薬材料費、各種検査及び歯科技工委託料等を見込んでおります。

3 款1 項公債費96万4,000円ではありますが、元金、利子の償還と一時借入金の利子を見込んでおります。

4 款1 項予備費ではありますが、100万円を計上いたしました。

以上、令和2年度城里町国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算につきましてご説明させていただきました。

詳細につきましては、151ページから166ページまでの事項別明細書、給与費明細書、地方債現在高見込みに関する調書をご覧くださいと思います。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第24号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第25号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 令和2年度城里町予算書をご用意いたします。

議案第25号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計の予算につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の167ページをご覧ください。

第1条であります。

後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億5,278万6,000円とするものです。

168ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算であります。

まず歳入であります。

1款1項後期高齢者医療保険料1億7,765万2,000円ありますが、特別徴収、普通徴収の保険料現年度分と滞納繰越分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料4万8,000円ありますが、督促手数料を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金7,455万1,000円ありますが、一般会計からの保険基盤安定繰入金と事務費繰入金を見込んでおります。

4款1項繰越金1,000円ありますが、前年度繰越金であります。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料ありますが、3万2,000円を見込んでおります。

2項償還金及び還付加算金50万1,000円ありますが、保険料還付金収入を見込んでおります。

3項雑入ありますが、1,000円を見込んでおります。

169ページをご覧ください。

続いて、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費255万2,000円ありますが、被保険者証の郵送料及び後期高齢者医療システム使用料等を見込んでおります。

2項徴収費113万5,000円ありますが、納付書郵送料及び保険料算定処理委託料等を見込んでおります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金2億4,856万7,000円ありますが、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金及び保険基盤安定納付金等を見込んでおります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金53万1,000円ありますが、保険料還付金及び保険料返還金等を見込んでおります。

2項繰出金1,000円ありますが、前年度精算金の一般会計への繰出しを見込んでおります。

以上、令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明させていただきました。

詳細につきましては171ページから176ページまでの事項別明細書、当該年度以降の支出予定額等に関する調書をご覧くださいと思います。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坪 孝君） これより議案第25号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第26号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 議案第26号 令和2年度城里町介護保険特別会計（保険事業勘定）についてご説明いたします。

177ページをお願いします。

第1条、城里町介護保険特別会計（保険事業勘定）の総額は、歳入歳出それぞれ22億7,655万7,000円です。

第2条第1項、歳入歳出予算の流用は、保険給付費に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内で各項目間で流用するものです。

178ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算、まず、歳入です。

1款保険料、1項介護保険料3億7,740万6,000円、第1号被保険者の保険料の現年度、過年度分になります。

2款使用料及び手数料、1項手数料3万6,000円、主に督促手数料収入になります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金3億8,350万1,000円、介護給付費負担金の現年度分、過年度分であります。

同じく2項国庫補助金1億8,904万8,000円、調整交付金及び地域支援事業交付金になります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金5億9,331万5,000円、介護給付費交付金、地域支援事業交付金になります。

5款県支出金、1項県負担金3億1,868万4,000円、介護給付費県負担金になります。

同じく2項県補助金1,026万2,000円、地域支援事業交付金です。

同じく3項財政安定化基金支出金1,000円で科目設定です。

6款財産収入、1項財産運用収入1万5,000円、介護給付費準備基金収入になります。

7款繰入金、1項他会計繰入金3億5,328万1,000円、介護給付費に対する町負担分及び人件費事務費分、地域支援事業分、低所得者保険料軽減分になります。

同じく2項基金繰入金5,000万円、介護給付費基金繰入金からの繰入れになります。

同じく、3項介護サービス事業勘定繰入金2,000円、介護保険サービス事業勘定からの繰入れになります。

8款繰越金、1項繰越金100万円で、前年度からの繰越金を見込んでおります。

179ページをお願いします。

9 款諸支出金、1 項延滞金、加算金及び過料3,000円、第1号被保険者からの延滞金、加算金及び過料になります。

同じく2項雑入、3,000円です。

180ページをお願いします。

続いて、歳出になります。

1 款総務費、1 項総務管理費3,474万2,000円、主に、人件費、事務処理システム保守委託料等になります。

同じく2項徴収費229万1,000円で、主に保険料算定業務委託費になります。

同じく3項介護認定調査会費で979万4,000円です。主に、認定調査会委員報酬、認定調査に伴う諸費になります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費で19億4,598万円です。介護サービスを利用した要介護1から5の方の被保険者の保険給付費になります。

同じく2項介護予防サービス等諸費5,061万円です。介護予防サービス費を利用した要支援1、2の被保険者の保険給付費になります。

同じく3項介護予防サービス等諸費4,916万7,000円、在宅や施設で介護サービス等の利用額の限度額を超えた分を支給するものになります。

同じく4項高額医療合算介護サービス等諸費4,506万円です。介護保険、医療保険の負担額の限度額を超えた分を支給するものになります。

同じく5項特定入所者介護サービス等諸費で1億878万円です。低所得者の負担額の限度額を超えた分を支給するものです。

同じく、6項その他の諸費で147万1,000円です。主なものは介護給付費審査支払手数料になります。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費で2,797万4,000円です。高齢者が要介護、要支援状態にならない予防のための事業費になります。

同じく、2項一般介護予防事業費で885万6,000円です。介護予防の啓発、普及、介護予防ボランティア活動の支援等の事業費になります。

同じく3項包括的支援事業及び任意事業費3,221万6,000円で主に町の包括支援センターでの介護予防ケア等の事業費及び運営費になります。

同じく4項その他の諸費として、5万9,000円。

4 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金で1,000円で科目設定です。

5 款基金積立金、1 項基金積立金で1万5,000円、基金の利子になります。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金で4万円、誤過納の還付金を予定しております。

同じく2項延滞金で1,000円で科目設定のみになります。

以上、城里町介護保険特別会計（保険事業勘定）につきましてご説明させていただきます

した。

詳細につきましては183ページから204ページまでの事項別明細書、給与費明細書、当該年度以降の支出、予算額等の調書をご覧いただきたいと思えます。

続きまして、207ページをお願いします。

令和2年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）につきましてご説明いたします。

第1条、城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の総額は、歳入歳出それぞれ411万9,000円です。

208ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算です。

まず、歳入になります。

1款サービス収入、1項予防給付費収入で411万8,000円です。介護保険の要支援1、2の認定を受けた者に対して介護予防サービス計画費の収入になります。

2款繰越金、1項繰越金1,000円で、前年度繰越金ということで、科目設定のみになっております。

続いて、歳出になります。

1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費で411万7,000円です。介護支援専門員の人件費及び介護予防サービス事業計画等の作成の委託料になります。

2款諸支出金、1項繰出金2,000円で、介護保険事業勘定への繰出金を予定しております。

以上、城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）についてご説明させていただきました。

詳細につきましては209ページから214ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第26号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） 介護保険の給付費なんですけれども、1億855万4,000円の増になっています。給付件数などは上がっているんでしょうか、昨年と比べてどのようになっていますか。

それと、あと、特定入所者の介護サービスなんですけれども、町内でどのぐらいの人が受けられているのか、お聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 4番藤咲議員の質問にお答えいたします。

給付の件数については、伸びは見込んでおりますけれども、現時点といえますか、その

数字については、ちょっと、調べさせて、回答させていただきます。

○議長（小坏 孝君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 続いて、議案第27号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第27号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

別冊予算書215ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,676万3,000円と定めるものです。

第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法は第2表地方債によるものとしたものです。

第3条、一時借入金の最高額は3億円と定めるものです。

216ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算であります。

まず、歳入です。

1款分担金及び負担金、1項負担金1,774万円ですが、流域下水道特定環境保全下水道受益者負担金の現年度、過年度分を見込んでおります。流域下水道特定環境保全下水道整備拡張による新規等賦課分でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料1億3,186万円ですが、流域下水道特定環境保全下水道使用料の現年度、過年度分を見込んでおります。実績により計上しております。

2項手数料ですが、28万3,000円とするものです。排水設備等設計確認検査手数料、排水設備工事指定店登録手数料及び督促手数料を見込んでおります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金1億150万円ですが、流域下水道整備事業国庫補助金を見込んでおります。

4款県支出金、1項県補助金50万円ですが、下水道事業単独事業費の補助金を見込んでおります。

5款繰入金、1項他会計繰入金5億157万3,000円ですが、一般会計からの繰入金を見込んでおります。流域下水道特定環境保全下水道整備事業費の地方債償還が主なものでございます。

6款1項繰越金500万円ですが、前年度からの繰越金を見込んでおります。

7款諸収入、1項雑入7,000円ですが、排水施設工事申請用紙代等を見込んでおります。

8款1項町債ですが、1億6,830万円とするものです。流域下水道事業債及び公営企業会計適用債を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

217ページのほうをご覧願います。

1 款 1 項下水道事業費 4 億6,937万円ですが、下水道施設等の維持管理費及び整備事業費でございます。維持管理費につきましては流域特定環境下水道 2 事業の管理に要する物件費、工事請負費、負担金等でございます。整備事業費につきましては人件費、流域下水道整備に伴う環境設計委託料、増井地区の工事請負費等の補償費等でございます。

3 款 1 項公債費 4 億5,139万1,000円ですが、地方債償還金、元金、利子及び一時借入金の利息を見込んでおります。

4 款 1 項予備費ですが、600万円を見込んでおります。

218ページをご覧願います。

第 2 表地方債についてであります。起債の目的、限度額等をお示ししております。

以上、令和 2 年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたしましたが、詳細につきましては219ページからの事項別明細書、給与費明細書、債務負担行為の支出予定額等に関する調書、地方債に関する調書をご覧いただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第27号に対するご質問をお受けいたします。

4 番藤咲芙美子君。

○4 番（藤咲芙美子君） 下水道の拡大はどのぐらい考えているのか。今、これから、やろうとしているところ、確実に計画が入っているところ、残っているところは、どのぐらいあるのかをお聞きいたします。

金額も含めて、分かればお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 4 番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

令和 2 年につきましては、石塚地区、那珂西増井地区の 3 地区で約 2 億円ほどの事業費を計上しております。今後につきましては、まだ増井地区が終わっておりませんので、増井地区、磯野地区、上入野等のほうに連絡管等の接続工事がありますが、金額がまだ詳細ができておりませんので、改めては予算のほうでまた令和 3 年以降にお示ししたいと思います。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第28号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○議長（小唄 孝君） 下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第28号 令和 2 年度城里町農業集落排水事業特別会計

予算についてご説明申し上げます。

237ページのほうをお開き願います。

第1条、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ2億7,969万6,000円と定めるものです。

第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債によるとしたものです。

第3条、一時借入金の借入金の最高額は1億円と定めるものです。

238ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入です。

1款分担金及び負担金、1項分担金ですが、35万2,000円とするものです。農業集落排水事業5地区の新規加入分及び過年度分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項使用料ですが、5,022万5,000円とするものです。農業集落排水事業5地区の現年度、過年度分の使用料を見込んでおります。

2項手数料ですが、2万6,000円とするものです。排水設備等計画確認検査手数料及び督促手数料を見込んでおります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金200万円ですが、農業集落排水事業国庫補助金を見込んでおります。農村・漁村地域整備交付金ということで、阿波山地区農業集落排水機能診断の補助になっております。

4款繰入金、1項他会計繰入金ですが、2億2,331万6,000円とするものです。一般会計からの繰入金を見込んでおります。

農集排水事業5地区の維持管理費、人件費及び地方債償還金が主なものでございます。

5款1項繰越金200万円ですが、前年度からの繰越金を見込んでおります。

6款諸収入、1項雑入ですが、3,000円は台帳等のコピー代を見込んでおります。

7款1項町債180万円ですが、公営企業会計適用債を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

239ページをご覧ください。

1款1項農業集落排水事業費ですが、9,684万2,000円とするものです。人件費及び集落排水処理施設中継ポンプ等の維持管理経費が主なものでございます。

2款1項災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費ですが、2,000円とするものです。科目設定のみとなっております。

3款1項公債費ですが、1億8,085万2,000円とするものです。地方債償還金元金、利子及び一時借入金の利子を見込んでおります。

4款1項予備費ですが、200万円とするものです。

240ページをごらん願います。

第2表、地方債についてであります。起債の目的、限度額等をお示ししております。

以上、令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたしましたが、詳細につきましては241ページからの事項別明細書、給与費明細書、債務負担行為の支出予定額等に関する調書、地方債に関する調書をご覧いただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） これより議案第28号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 他会計繰入金が歳入の欄ですが、2億2,300万円になっていすけれども、この2億2,300万円というのはこんなに大きな金額が毎回移動するのかわか、何でこんなに2億円も入るのか、歳入になるのか、だから、公債費として、1億円、ここで借入金で最高額が1億円と定めるといようなことなんですけれども、公債費で1億8,000万円出ていますね。これ、実際に、動いている歳出で使っているその事業費ですね。これは、大体、9,600万円です。何でこんなに大きな金額がここであるのかなというの、いつも思っているんですけれども、ちょっと、少し詳しく説明していただけますか。

何か、どういう形でこの金額が動いているのかわか、ちょっと、見えてきませんので、説明してください。

○議長（小坪 孝君） 下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

農業集落排水事業のは5地区の維持管理費が、今、主なものになっております。料金収入は限られた金額で5,000万円前後しかありません。今までの工事代、ほとんど起債ということになっていきますので、補助金と起債になっていきますので、一般会計からの繰入金でその起債分を返しているのが、2億2,000万円、これがほとんど維持管理費と公債費の金額になっております。

公債費は1億8,000万円ということなんですけれども、こちら、完全な借入金で、現年度ですと、ピーク時で大体、毎年同じぐらいの金額を返して、将来的に、四、五年であると、減少傾向にはなってくるんですが、基本的に運営の中で、1億8,000万円近くは毎年返していくということになっております。1億円の借入れというのは、とりあえず、この最高額は1億円借りて、その中で調整をするということで、1億円を目標設定ということで、定めております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ちょっと、やっぱり数字を追ったりとか何かしないと、よくわかりません。後でいいですので、私、お伺いしますので、ちょっと説明していただきたいなと思います。

そのやっぱり、何ていうかな、説明だけではちょっと、いまいはっきりしないので、

数字を追って、どういう運営がされているのかこの数字が企業債がどのぐらいになっているのかをちょっと、公債費として、少し経年というか、ここ数年、どのような経過をたどっているのか、ちょっと、表にでもなっているのであれば、それを見ながら説明をしていただきたいなと思っています。

よろしくをお願いします。

○議長（小坪 孝君） 下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 4番藤咲議員、いつでもお越しいただきたいと思います。

○4番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（小坪 孝君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 続いて、議案第29号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 議案第29号 令和2年度城里町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の255ページをご覧ください。

第1条は総則でありますので、第2条の業務の予定量よりご説明いたします。

業務の予定量につきましては、（1）当該年度給水戸数7,630戸、（2）年間総配水量231万6,282立方メートル、1日の平均配水量6,345立方メートル、主要な建設事業、水道施設更新事業で3億6,462万5,000円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は次のとおりでございます。

収入につきましては、1款水道事業収益6億9,831万6,000円、1項営業収益4億7,537万8,000円ではありますが、給水収益、受託工事収益、その他の営業収益を見込んでおります。

2項営業外収益2億2,247万8,000円ではありますが、一般会計補助金、長期前受金戻入等を見込んでおります。

3項特別利益10万円ではありますが、水道料金の過年度分調定増分等を見込んでおります。次に、支出でございます。

1款水道事業費用6億9,831万6,000円です。1項営業費用6億3,632万円ではありますが、水道施設の維持管理、受託工事費、総係費、減価償却費などを見込んでおります。

2項営業外費用5,989万6,000円ではありますが、企業債利息及び消費税納付等を見込んでおります。

3項特別損失10万円につきましては、水道料金の過年度分調定減等を見込んでおります。

4項予備費につきましては200万円を計上しております。

256ページをご覧ください。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおりでございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,795万円は当該年度分の損益勘定留保資金で補填するものとしております。

収入につきまして、1款資本的収入3億7,789万2,000円、1項企業債3億5,830万円がありますが、町水道事業債を見込んでおります。

2項補助金1,569万2,000円がありますが、一般会計補助金を見込んでおります。

3項負担金390万円がありますが、消火栓設置維持負担金を見込んでおります。

続きまして、支出です。

1款資本的支出6億3,584万2,000円、1項建設改良費4億1,697万5,000円がありますが、主に施設整備費及び水道建設事業費などを見込んでおります。

2項企業債償還金2億1,886万7,000円でございますが、企業債の元金償還金を計上しております。

第5条につきましては、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものです。

水道建設改良事業の限度額は3億5,830万円とするものです。

続きまして、第6条につきましては、一時借入金の限度額を1億円とするものです。

続いて、257ページをご覧ください。

第7条につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を、1項営業費用、2項営業外費用とするものです。

第8条経費の流用につきましては、給与費5,310万5,000円をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の金額をその金額に流用する場合は議会の議決を得なければならないとするものです。

第9条につきましては、一般会計の補助金を受ける金額は1億5,374万7,000円がありますが、3条予算の補助金1億3,805万5,000円は企業債利息の償還及び総係費に充て、4条予算の補助金1,569万2,000円は企業債元金の償還に充てるものです。

第10条につきましては、たな卸資産の購入限度額を625万1,000円とするものです。

以上、令和2年度城里町水道事業会計予算概要を説明させていただきました。

詳細につきましては259ページから264ページの予算実施計画、265ページから282ページの予算予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、令和元年度予定損益計算書、予定貸借対照表、令和2年度予算貸借対照表、公営企業債に関する調書、予算に関する注記等をご覧くださいと存じます。

以上、ご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小塚 孝君） これより議案第29号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今、浄水というか、水道についてですけども、今、石塚の浄水場のほうは、かなり老朽化していますけれども、この老朽化している石塚浄水場について、何か今後、新しくするとかそういうような考えはあるのでしょうか。それとも、廃止するとか、また、別なところに持っていくのかとか、何か計画があるのであれば、ちょっと、お聞きしたいと思っています。それとも、このまま維持してもらえるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

石塚浄水場につきましては、昭和46年建設でありまして、今、浄水と配水を行っております。今、できる限り最少限の費用で改修を行っていきまして、今後の配水場にするか、浄水場にするかを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 議案第30号から城里町議会運営委員会委員の選任についてまでの3件については、本会議に上程される予定でございます。

次に、定例会に上程されます報告について、執行部より説明を求めます。

9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 時間も時間ですし、報告も31号と膨大でございますので、これは各自、気になる部分をお聞きになっていただく。それとまた、予算特別委員会の中で、お聞きしていただきたいと思いますが、議長より、お諮り願います。

○議長（小唄 孝君） ただいま、議運委員長関 誠一郎君から、ただいまの意見が出ましたけど、皆様どうでしょう。割愛してもよろしいかどうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（小唄 孝君） はい、わかりました。

それでは、報告は割愛させていただきます。

なお、令和2年度城里町全7会計の予算審議であります。議長を除く全議員により予算特別委員会を設置し、別紙会期日程案により常任委員会所管分について審議する分科会方式により行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る3月3日火曜日午前10時をもって、令和2年第1回城里町議会定例会が招集されますので、午前9時50分までには議員控室にお集まりいただきますようよろしく願

いたします。

閉 会

○議長（小唄 孝君） 以上をもちまして、議会全員協議会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

午後 4時00分閉会